

第2期川崎市再犯防止推進計画

〔令和7年度～令和11年度〕

すべての地域住民が、
地域社会において孤立することなく、
ともに生き、支え合う社会に向けて

令和7年3月

「川崎市再犯防止推進計画」の策定にあたって

誰もが罪を犯すことがなく、加害者も
被害者も存在しない、誰もが安心して
暮らし続ける地域社会の実現を目指して



川崎市では、令和2（2020）年2月に「川崎市再犯防止推進計画」を策定し、5年間の計画期間において、再犯防止の取組を行ってまいりました。

令和5（2023）年からの国の第二次再犯防止推進計画では、市町村の役割として、保健医療・福祉サービスの着実な提供や、立ち直りを決意した人を受け入れる地域社会づくりなどが求められております。

そこで本市では、関連する分野別計画と連携を図り、再犯の防止に留まらず、すべての地域住民を対象として、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指していくため、「川崎市再犯防止推進計画」を改定し、「第2期川崎市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

犯罪をした人等が立ち直るには多くの困難や課題が伴い、様々な支援やサポートが必要になります。本市においては、こうした人を支える存在として、保護司会や更生保護女性会、更生保護法人、協力雇用主などの方々が様々な場面で支援活動に御尽力いただいております。

また、川崎市再犯防止推進会議では、関係機関や団体等とネットワークを構築し、相互の情報共有や意見交換等により連携・協力体制の強化を図りながら、再犯防止に関する取組を一体となって取り組んでおります。

このように、犯罪をした人等の立ち直りに当たっては、地域社会全体で支援する環境を整えることで再犯のリスクを低減し、犯罪の発生抑止につながるものと考えております。

本市は、令和6（2024）年に市制100年という歴史的な節目を迎えました。令和7（2025）年からは、本計画とともに、次の100年に向け、引き続き「成長」と「成熟」の調和する「最幸のまち かわさき」を目指して取組を進めてまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定に当たっては、関係機関・団体等をはじめとした多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

川崎市長

福田紀彦

川崎市再犯防止推進計画 目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の期間	3
（3）計画の位置付け	3
（4）定義	4
2 これまでの再犯防止の取組と計画の基本目標・基本方針	5
（1）国の取組等	5
（2）県の取組等	6
（3）本市の取組等	6
第2章 再犯防止等を取り巻く状況	10
1 犯罪の発生状況	10
（1）刑法犯認知件数、検挙人員等の推移	10
（2）検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移	11
（3）犯罪をした人等の処遇	12
（4）検挙者の犯行時の職業状況	12
（5）刑務所等の出所時の帰住先	13
（6）各種犯罪の動向等	14
2 更生保護に関する状況	17
（1）保護司、更生保護女性会員数	17
（2）社会を明るくする運動への参加人数	17
（3）協力雇用主数	18
第3章 関連する施策の展開	19
1 就労・住居の確保	20
（1）就労の確保	20
（2）住居の確保	23
2 保健医療・福祉サービスの提供	26
（1）高齢者又は障害者への支援	26
（2）薬物等の依存症の人への支援	36
3 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	39
（1）地域の犯罪や非行の防止	39
（2）学校と連携した修学支援	43
4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	45
（1）民間協力者の活動の促進	45
（2）広報・啓発活動の推進	48
（3）関係機関等との支援ネットワークづくり	51
5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組	53
第4章 計画の推進体制	56
1 計画の推進体制	56
（1）推進体制及び連携強化等	56
（2）進行管理	57
（3）目標と参考指標	57
第5章 資料編	59
資料1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	59
資料2 用語	65
資料3 川崎市再犯防止推進会議	69
資料4 川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議	71

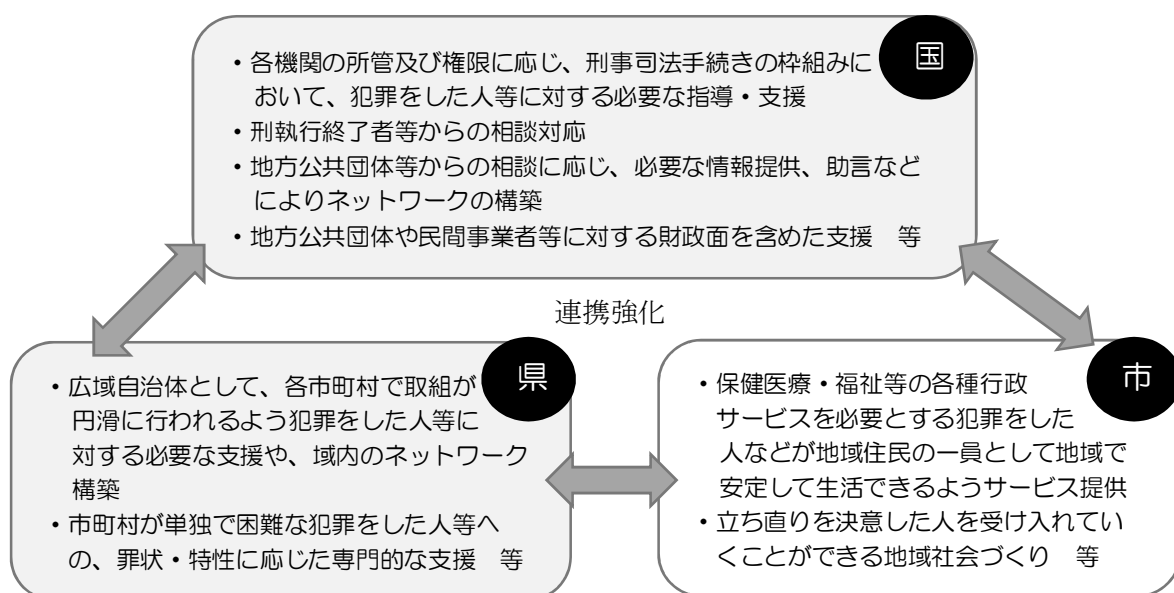
第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

- 平成 28（2016）年 12 月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）第 4 条第 2 項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされるとともに、第 8 条第 1 項により、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されました。
- 国においては、平成 29（2017）年 12 月に「再犯防止推進計画」（以下「国第一次推進計画」という。）を策定し、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度までの 5 年間の計画期間としました。そして、令和 5（2023）年 3 月に第二次再犯防止推進計画（以下「国第二次推進計画」という。）が閣議決定されました。
- 神奈川県（以下「県」という。）においても、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づき、平成 31（2019）年 3 月に「神奈川県再犯防止推進計画」（以下「県第 1 期推進計画」という。）を策定し、平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度までの 5 年間の計画期間としました。そして、令和 6（2024）年 3 月に「神奈川県再犯防止推進計画〔第 2 期〕」（以下「県第 2 期推進計画」という。）を策定しました。

【図表（国・県・市の役割分担）】資料：国第二次推進計画を基に作成



- 本市では、令和 2（2020）年に全国の政令指定都市に先駆けて「川崎市再犯防止推進計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度まで、再犯防止の推進に係る各種施策・事業について実施してきました。
- 犯罪をした人等の中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立し、様々な理由で罪を犯した結果、刑務所を出ても帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。
- このような人の中には、障害のある人や認知症などがある高齢者で、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、生活に行き詰まるなどして、万引きなどの犯罪を繰り返してしまう人がいます。
- 近年では、再犯者による犯罪が全体の多くを占めていることが判明するなど、社会の安全のためには再犯防止が重要となっています。そのため、このような課題を抱えている人に対しては、早い段階で適切な行政サービスにつなげることで、地域における顔の見える関係づくりのもとで安定した生活を送ることができるよう課題解決や円滑な社会復帰に向けた支援を行う必要があります。
- 地方公共団体は、各種サービス等を通じて支援を行うことになります。よって、本市における各種計画等に位置付けられている、各施策を着実・適切に実施していくことがまずは重要であると考えています。
- また、これらの施策は、再犯の防止だけでなく、様々な課題を抱えている人が犯罪に関わることを未然に防ぐことにもつながるものと考えています。
- こうしたことから、再犯防止に留まらず、すべての地域住民を対象とし、誰もが罪を犯すことがなく、加害者も被害者も存在しない、誰もが安心して暮らし続けることができる地域の実現につなげることを目的に計画を策定します。
- 本市では、第 1 期計画が令和 6（2024）年度をもって計画期間を満了することから、現行計画の成果や課題及び国第二次推進計画、県第 2 期推進計画の内容等を踏まえ、「第 2 期川崎市再犯防止推進計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定します。
- なお、本市では、令和元（2019）年に SDGs 未来都市の選定を受け、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、SDGs のゴール達成に寄与する取組を進めています。

【図表（本計画と関連性の強い SDGs のゴール）】



(2) 計画の期間

- 本市の第2期計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。
- 国第二次推進計画の計画期間は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間であり、県第2期推進計画は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間です。
- 今後の本市の計画については、再犯防止推進法や国、県計画等の改定状況を踏まえ、改定します。

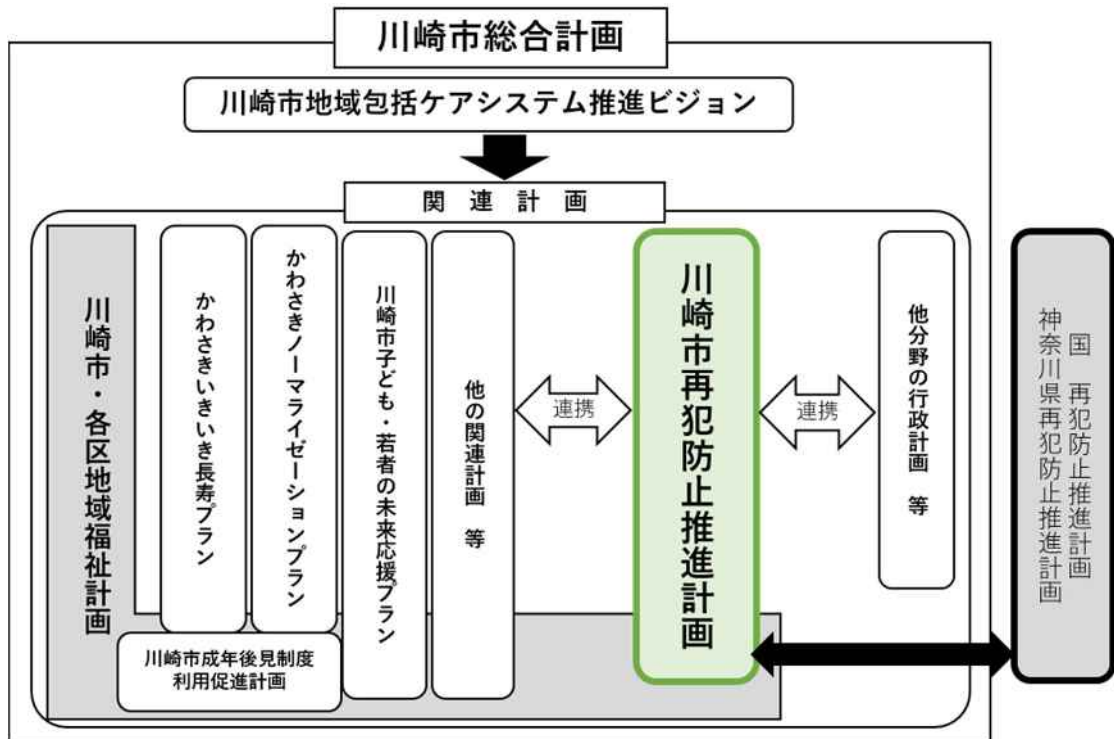
【図表（計画期間）】

	平成30	31	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
市 再犯防止推進計画			第1期川崎市再犯防止推進計画					第2期川崎市再犯防止推進計画				
市 地域福祉計画	第5期地域福祉計画			第6期地域福祉計画			第7期地域福祉計画			第8期地域福祉計画（予定）		
国 再犯防止計画	再犯防止推進計画					第二次再犯防止推進計画						
県 再犯防止推進計画	神奈川県再犯防止推進計画					神奈川県再犯防止推進計画 [第2期]						

(3) 計画の位置付け

- この計画は、「川崎市総合計画」の下に位置付けられ、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念にするとともに、「川崎市・各区地域福祉計画」など関連する計画とも連携しながら、再犯防止推進法や国・県の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体の取組や緊密な連携が求められており、更生保護活動や青少年の健全育成、犯罪防止、非行のない地域社会づくりなどの活動も関連のある取組と考えています。

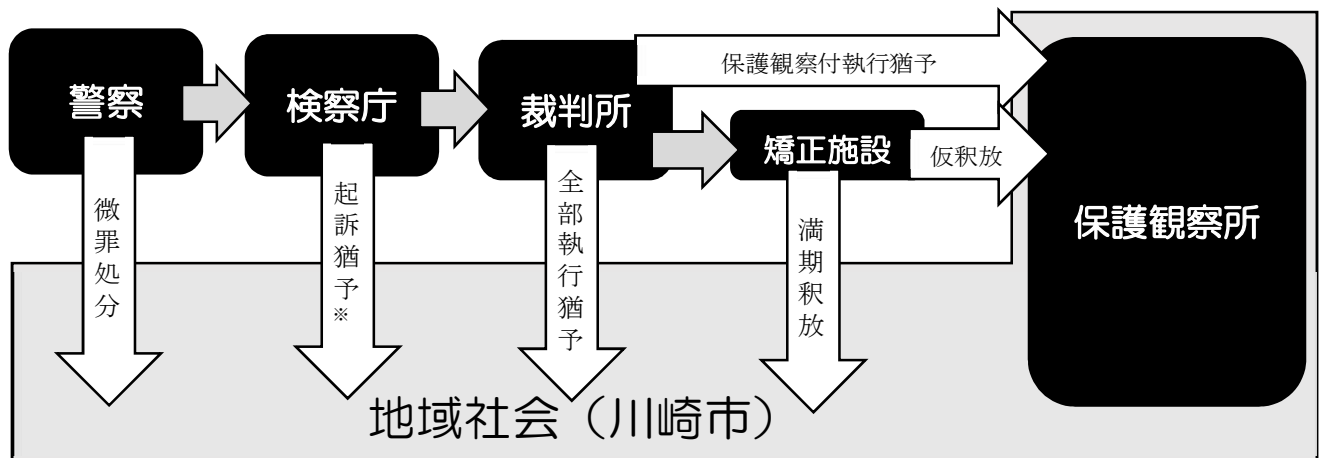
【図表（計画の関係性）】



（４）定義

- この計画において、「犯罪をした人等」とは、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいい、警察で微罪処分になった人、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放された人等を含みます。
- また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした人等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいいます。

【図表（計画における「犯罪をした人等」の定義）】資料：県第２期推進計画等を一部改変



※起訴猶予

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

2 これまでの再犯防止の取組と計画の基本目標・基本方針

(1) 国の取組等

① 国第一次推進計画の取組（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）

- 国は、計画に基づき、次の取組を実施しました。
 - ・満期釈放者対策の充実強化として、矯正施設在所中の生活環境の調整の強化や、更生保護施設による訪問支援事業の開始等。
 - ・地方公共団体との連携強化として、「地域再犯防止推進モデル事業」の実施や、地方再犯防止推進計画の策定支援等。
 - ・民間協力者の活動の促進として、民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり。
- その結果、出所受刑者の 2 年以内の再入率を令和 3（2021）年までに 16%以下にする目標を達成しています（令和 2（2020）年：15.1%）。

② 国第二次推進計画の方向性

- 国は、計画の基本的な方向性として、次の取組を行うこととしています。
 - ・犯罪をした人等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
 - ・就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした人等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
 - ・国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携をさらに強固にすること。

③ 国第二次推進計画の取組（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）

- 国の計画では、次の 7 つの重点課題を設定し、96 の具体的施策を掲げています。
 - ① 就労・住居の確保等
 - ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
 - ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
 - ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
 - ⑤ 民間協力者の活動の促進等
 - ⑥ 地域による包摂の推進
 - ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等
- ※96 の具体的施策については、国第二次推進計画を参照。

(2) 県の取組等

① 県第1期推進計画の取組（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）

- 県は、計画に基づき、次の5つの項目について、出所者等の雇用に協力する雇主の確保や、出所者で福祉的な支援が必要な高齢者・障害者を福祉的なサービスへつなげ生活の安定を図るなど、再犯の防止に取り組んできました。
 - ア 就労・住居の確保
 - イ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - ウ 非行の防止等
 - エ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
 - オ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

② 県第2期推進計画の目標

- 県は、県第1期推進計画を継承し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を促進することを目標としています。

③ 県第2期推進計画の取組（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

- 県の計画では、次の6つの項目について、施策を展開することとしています。
 - ア 就労・住居の確保
 - イ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - ウ 非行の防止等
 - エ 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援
 - オ 民間協力者の活動の促進等
 - カ 市町村への支援とネットワークの構築

(3) 本市の取組等

① 第1期計画の取組（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）

- 本市は、犯罪をした人等に限らず、すべての市民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指すことを基本目標に、次の5つの重点項目について、取組を進めました。
 - ア 就労・住居の確保
 - イ 保健医療・福祉サービスの提供
 - ウ 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
 - エ 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
 - オ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

○ また、第1期計画期間については、次のような状況となっています。

【図表（本市の第1期計画期間の状況）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
刑法犯認知件数	6,210 件	5,641 件	5,840 件	7,645 件	8,094 件
保護司数	309 人	312 人	307 人	301 人	298 人
更生保護女性 会員数	421 人	416 人	396 人	389 人	376 人
協力雇用主数	122 社	139 社	110 社	117 社	131 社
社明運動※への 参加人数	9,450 人	8,805 人	24,038 人	32,402 人	—
従事者向け 研修の実施	検討	実施	実施	実施	実施

＊上記は、いずれも市内の状況。刑法犯認知件数は、1～12月の合計値。“—”は、統計データが未集計。

- 刑法犯認知件数については、人流が新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準まで戻りつつあることなどから、全国的にも増加傾向となっています。
- 全国的な保護司の減少については、保護司の高齢化が進んでおり、定年により退任する方が増加していることが原因と推察されるところですが、本市の各区保護司会では、地域のつながりの中で、適任者の確保などの取組を継続しているほか、本市では、引き続き補助金や事務局機能を担うなどして保護司活動の支援や、令和4（2022）年度から市職員退職者セミナー等で広報を行うなど、保護司の安定的確保に向けた支援強化に努めているところです。
- その他、再犯防止と民間での就労機会の拡大に繋げていくことを目的に、県内の自治体としては初めて、川崎市保護司会協議会と本市の間で、「就労支援に関する協定」を平成28（2016）年2月に締結し、川崎市保護司会協議会から推薦があった保護観察対象少年を本市の会計年度任用職員として任用する就労支援の取組を実施しています。
- さらに、犯罪・非行の前歴のために定職につくことが容易でない刑務所出所者等の雇用の機会の拡大を図ることを目的として、その事情を理解したうえで雇用し、刑務所出所者等の立ち直りを助ける協力雇用主を適正に評価できるよう、平成31（2019）年度競争入札参加資格審査から「協力雇用主」の評価項目を新設し、加点点評価を開始しました。

※社明運動

社会を明るくする運動の略称。すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

② 第2期計画の基本目標

犯罪をした人等に限らず、すべての地域住民が、地域社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していきます。

- 犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。
- 本市における既存の制度・保健医療・福祉サービス等は、犯罪をした人等であるか否かを問わず支援が必要な人に提供しており、地域におけるソーシャル・インクルージョン※につなげています。
- 再犯防止は、再被害の防止でもあり、犯罪被害者等や地域住民の安全安心に繋がります。再犯者を減らし、新たな被害者が生まれることのない社会の構築を目指していきます。

③ 第2期計画の基本方針・重点項目（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）

- 本市では、基本目標の実現に向けて、地域住民に身近な行政機関として、地域における再犯防止の取組を着実に推進するため、次の5つを基本方針とします。
- なお、国及び県と連携して施策を推進するために、取組の方向性を合わせる必要があることから、国及び県の方針を踏まえた基本方針としています。

基本方針Ⅰ

国・県・民間の関係機関・団体との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。

基本方針Ⅱ

国及び県との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施します。

基本方針Ⅲ

犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。

基本方針Ⅳ

犯罪等の実態を踏まえ、民間の関係機関・団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。

基本方針Ⅴ

再犯防止の取組を広報することなどにより、広く地域住民の関心と理解を醸成します。

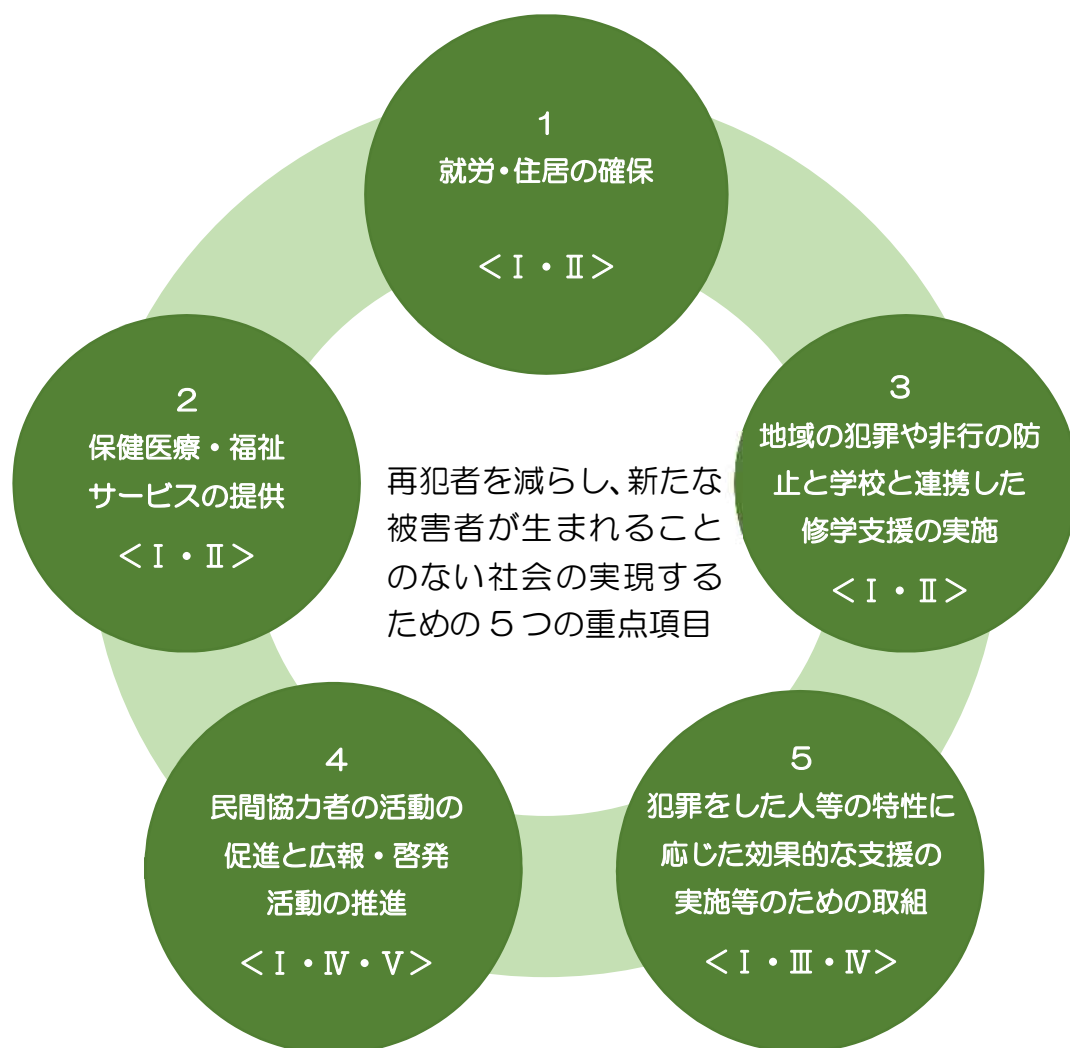
※ソーシャル・インクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

- また、これらの基本方針を踏まえて、再犯防止推進法に基づき、基本目標を達成するため、次の5項目を重点項目として取り組みます。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの提供
- 3 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施
- 4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進
- 5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

【図表（本市の基本方針と重点項目の関連イメージ）】



< I ～ V は主に関連する基本方針 >

第2章 再犯防止等を取り巻く状況

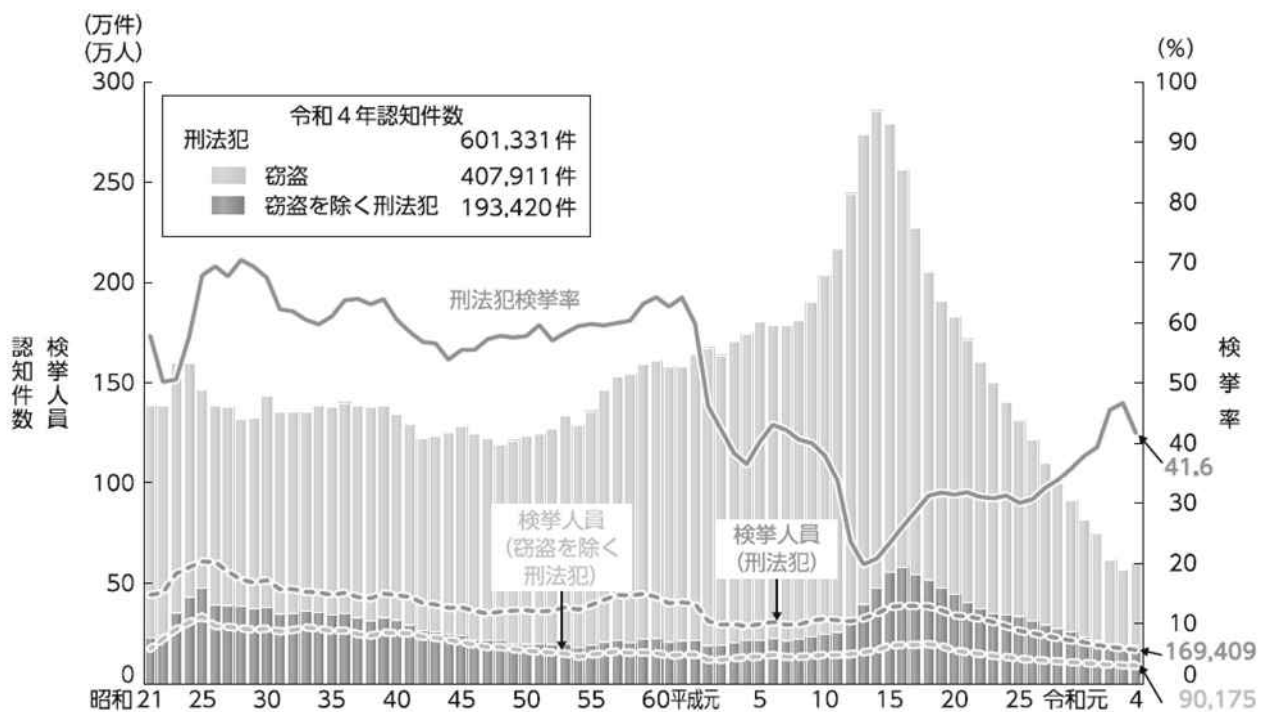
1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知件数、検挙人員等の推移

- 全国における刑法犯認知件数※は、平成8（1996）年以降増加の一途をたどり、平成14（2002）年には約285万件と7年連続で戦後最多を記録した後、平成15（2003）年以降は減少に転じ、平成27（2015）年から令和3（2021）年までは戦後最小を更新しましたが、令和4（2022）年は約20年ぶりに増加しました。

【図表（全国の刑法犯認知件数・検挙人員※・検挙率の推移）】資料：令和5年版犯罪白書（抜粋）

① 刑法犯



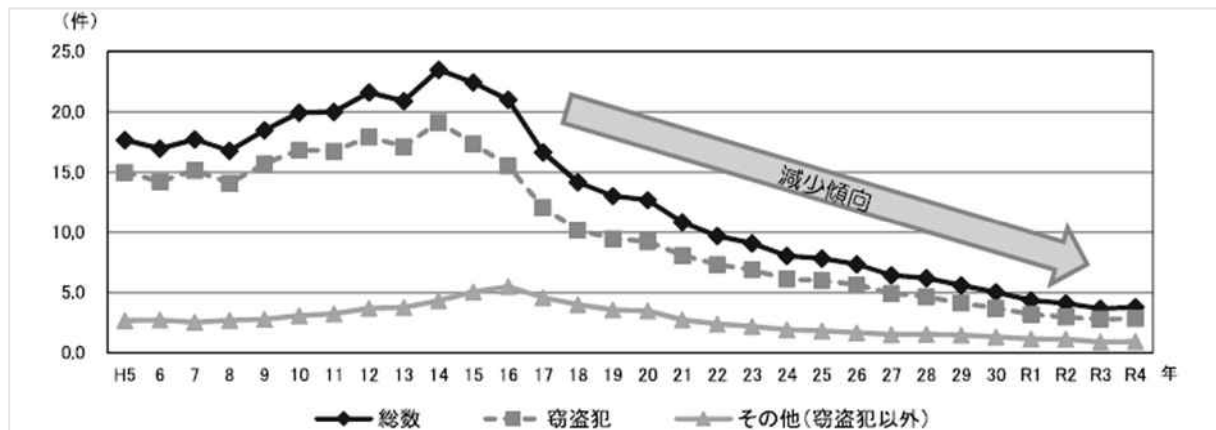
- 本市における人口当たり刑法犯認知件数について、近年、20 政令指定都市の中で1～3 番目に少ない数で推移し、平成14（2002）年をピークとして、令和3（2021）年まで19 年連続で減少しています。
- 本市における刑法犯認知件数についても、全国における推移とほぼ同様に経過し、令和5（2023）年には7,645 件となり、前年と比較して約1,800 件の増加となりました。

※刑法犯認知件数と検挙人員

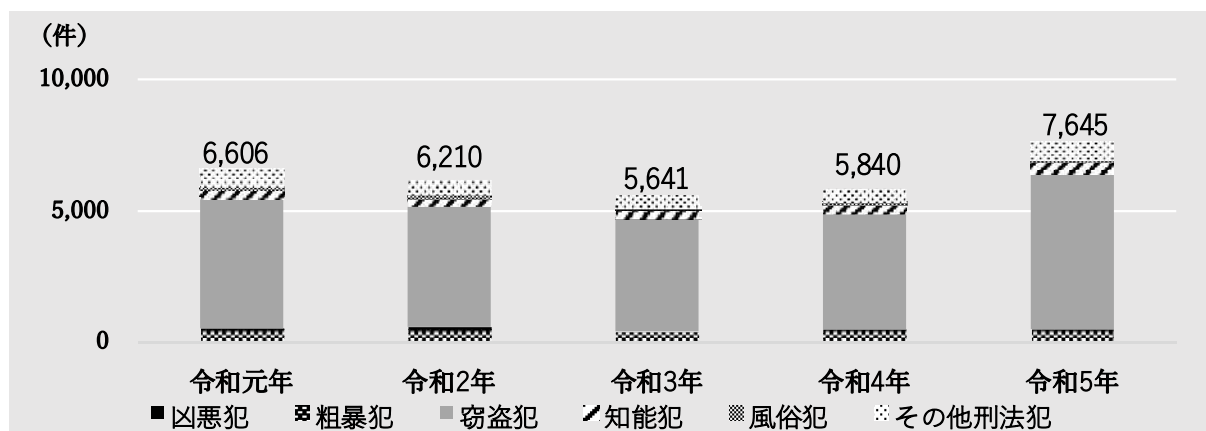
刑法犯認知件数とは、警察において発生を認知した事件の数をいい、検挙人員とは、警察において検挙した被疑者の数のこと。

- 本市の令和5（2023）年の刑法犯認知件数の内訳としては、窃盗犯が最も多く、知能犯については、前年と比較して100件以上増加しています。

【図表（市内の刑法犯認知件数の推移（人口千人当たり））】資料：カワサキをカイセキ（R4）（抜粋）



【図表（市内の近年の刑法犯認知件数とその内訳）】資料：神奈川県警察本部



（２）検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

- 市内における検挙人員中の再犯者率※については、50%を超えています。

【図表（検挙者数及び再犯者率）】資料：再犯防止推進白書、法務省矯正局提供データを基に作成

全国				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人員	192,607	182,582	175,041	169,409
うち再犯者	93,967	89,667	85,032	81,183
再犯者率	48.8%	49.1%	48.6%	47.9%

市内（犯行時20歳以上の者を計上）				
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
検挙人員	1,680	2,054	1,639	1,450
うち再犯者	916	1,137	945	785
再犯者率	54.5%	55.4%	57.7%	54.1%

※再犯者率

検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのを見る指標。このため、犯罪により検挙等された者がその後の一定期間内に再び犯罪を行う「再犯率」とは異なる。

(3) 犯罪をした人等の処遇

- 市内における起訴された人数と不起訴となった人数を比較すると、約 3 倍近くが不起訴となっています。

【図表（市内の起訴・不起訴件数の推移）】資料：横浜地方検察庁川崎支部及び川崎区検察庁HPを基に作成



- 刑事施設再入者が前回の出所後から再入に係る再犯に至るまでの期間を見ると、2 年未満の早い段階で再犯に至ってしまうケースが全体の半数近くになります。

【図表（県内の新受刑者の前刑出所時からの再犯期間）】資料：法務省矯正局提供データを基に作成

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
1 年未満	129 件	127 件	105 件	107 件	108 件
1 年未満割合	26.9%	30.9%	28.5%	27.0%	29.4%
2 年未満	220 件	208 件	172 件	187 件	176 件
2 年未満割合	45.9%	50.6%	46.7%	47.1%	48.0%
3 年未満	296 件	264 件	225 件	256 件	220 件
3 年未満割合	61.8%	64.2%	61.1%	64.5%	59.9%

(4) 検挙者の犯行時の職業状況

- 市内における検挙者のうち、4 割以上が犯行時に無職者となっています。

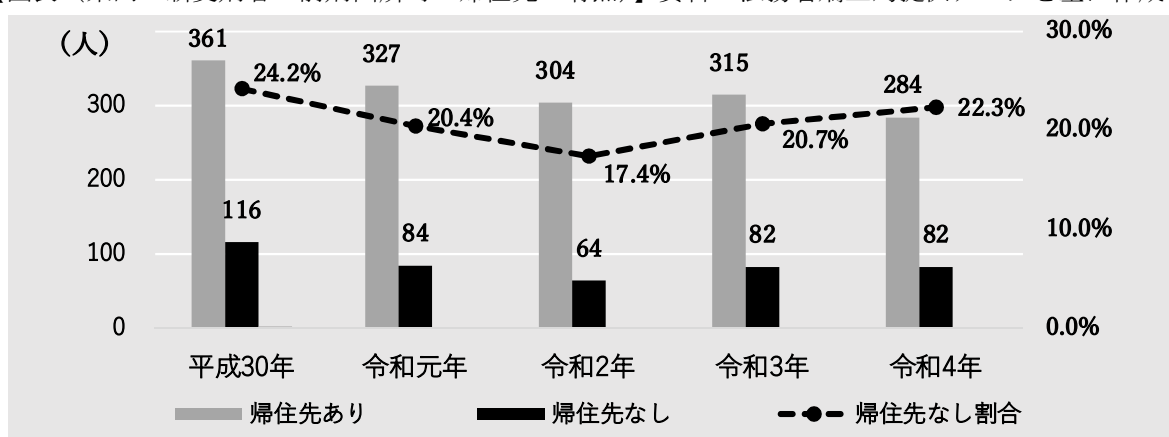
【図表（市内の刑法犯検挙者（20 歳以上）の職業状況）】資料：法務省矯正局提供データを基に作成

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
検挙人員	1,780 人	1,680 人	2,054 人	1,639 人	1,450 人
うち有職者	949 人	919 人	1,102 人	886 人	787 人
うち学生・生徒	54 人	43 人	57 人	37 人	29 人
うち無職者	777 人	718 人	895 人	716 人	634 人
無職者割合	43.7%	42.7%	43.6%	43.7%	43.7%

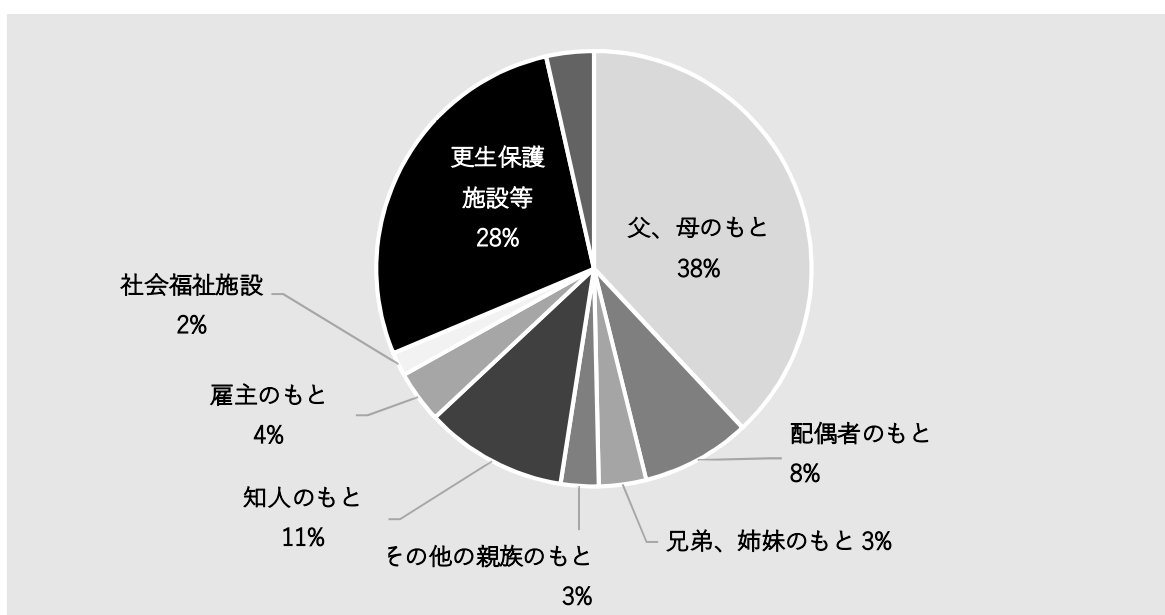
（５）刑務所等の出所時の帰住先

- 再入受刑者の前刑出所時の帰住先を見ると、犯罪時に県内に居住していた人のうち、２割前後は適当な帰住先がないまま出所しています。
- また、帰住先がある人の中でも、更生保護施設※や依存症からの回復施設に帰住しているケースも多く、それらの人の大半は半年や１年後に退所し、新たに生活する住居を探さなければなりません。

【図表（県内の新受刑者の前刑出所時の帰住先の有無）】資料：法務省矯正局提供データを基に作成



【図表（県内の新受刑者の前刑出所時に帰住先があった者の帰住先別割合（R4））】資料：法務省矯正局提供データを基に作成



※更生保護施設

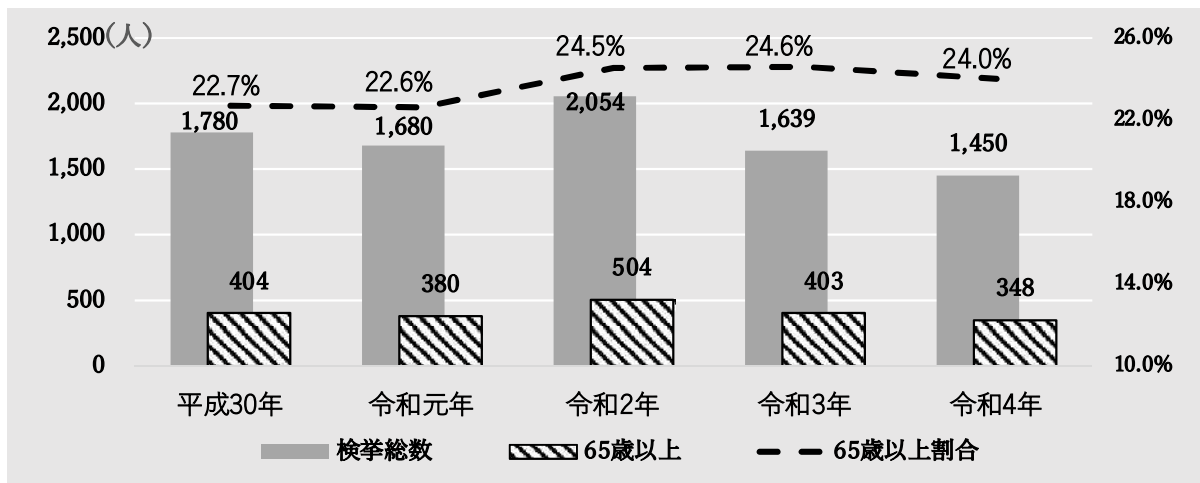
主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。

（６）各種犯罪の動向等

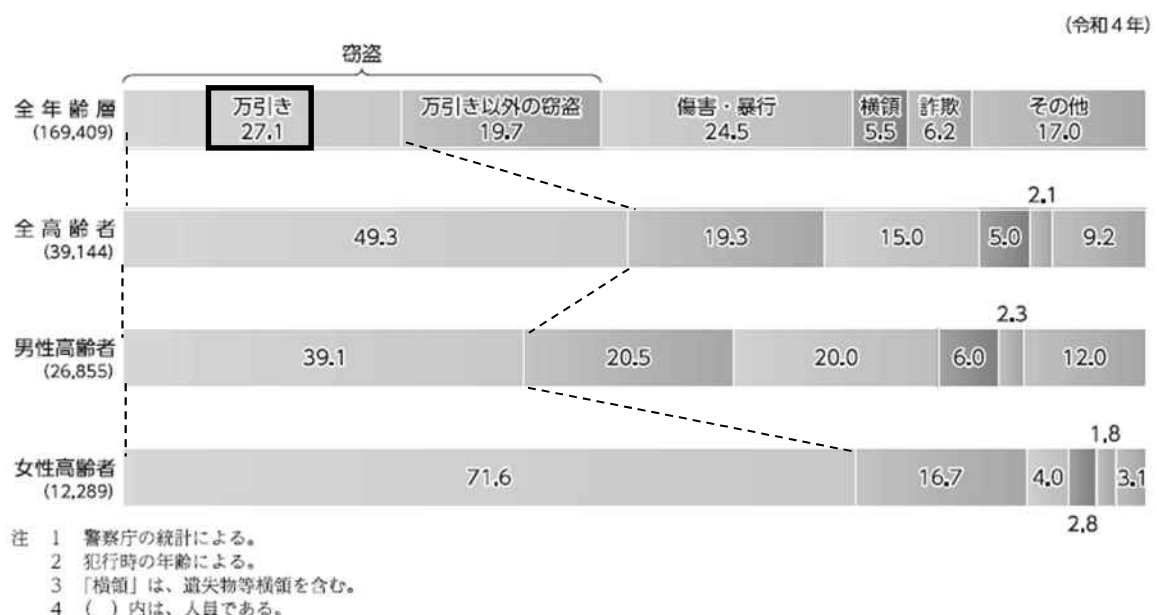
① 高齢者犯罪

- 市内の検挙者の約４人に１人が高齢者となっており、検挙される高齢者の数が増加していることに伴い、認知症高齢者数も増加していることが推測されます。
- 高齢者に多い犯罪としては、令和５年版犯罪白書によると、万引きが最も多く、次いで、万引き以外の窃盗、傷害・暴行の順となっています。
- 高齢者の万引きについては、全国的に全年齢層と比較して割合が高く、特に女性にその傾向が高くなっています。

【図表（市内の検挙者（２０歳以上）の高齢者数及び割合）】資料：法務省矯正局提供データを基に作成



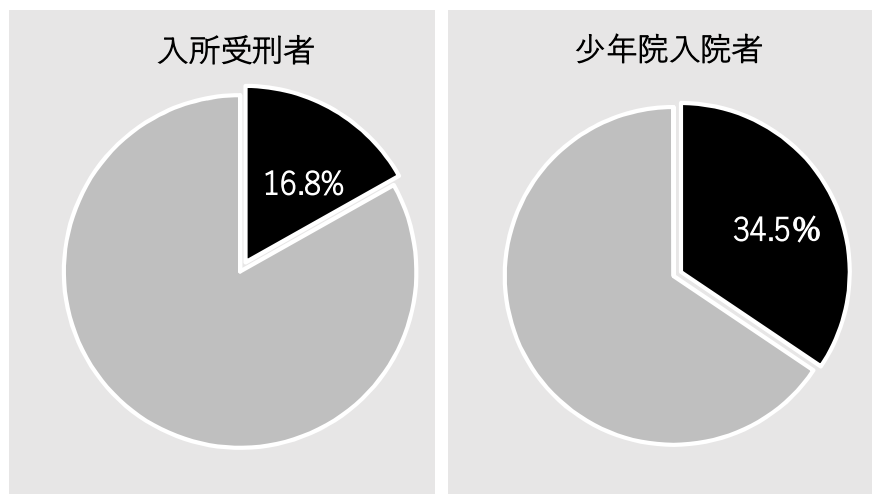
【図表（全国の刑法犯高齢者の検挙人員の罪名別構成比）】資料：令和５年版犯罪白書（抜粋）



② 精神障害のある人による犯罪

- 全国の令和 4（2022）年の入所受刑者のうち、精神障害を有する人は約 6 人に 1 人となり、少年院入院者の場合は約 3 人に 1 人の割合となっています。

【図表（全国の精神障害を有すると診断された人員の割合）】資料：令和 5 年版犯罪白書を基に作成



③ 少年犯罪

- 県内における非行少年の検挙・補導人員については、近年、減少傾向にありましたが、令和 5（2023）年は増加しています。
- 県内における非行少年の特別法犯での罪名別検挙人員は、令和 5（2023）年では、迷惑防止条例違反が最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ法違反、軽犯罪法違反の順となっています。
- また、令和 5 年版犯罪白書によると、令和 4（2022）年の少年による家庭内暴力事案の認知件数は 4,551 件（前年比 9.9%増）で、近年は小学生が大きく増加しています。
- なお、非行少年とは、犯罪少年（14 歳以上）、触法少年（刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満）、ぐ犯少年※をいいます。成人年齢は 18 歳に引き下げられましたが、罪を犯した少年については、18 歳・19 歳も特定少年として少年法が適用されます。

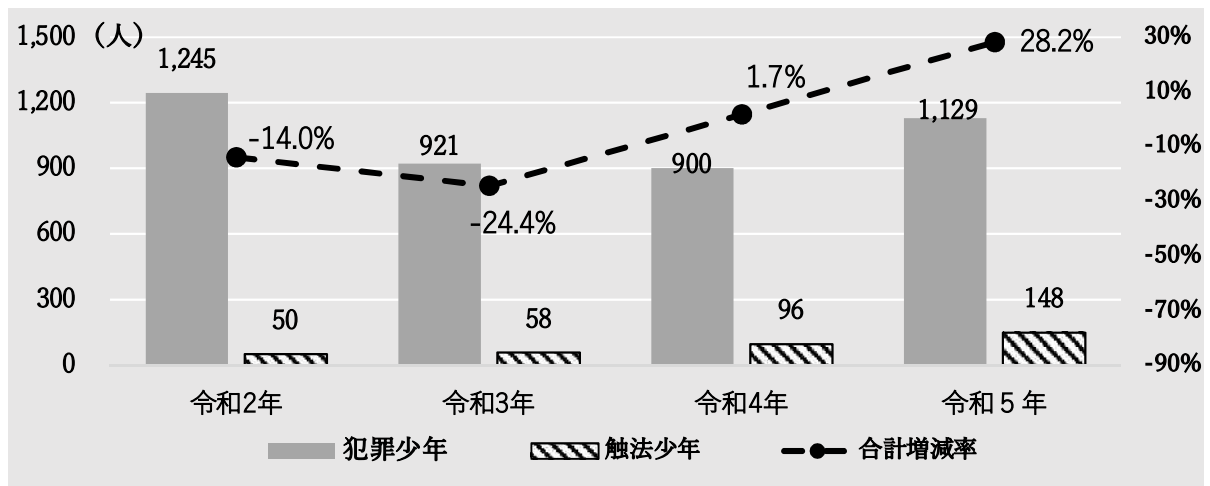
【図表（非行少年等の年齢）】



※ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れがあると認められた少年。

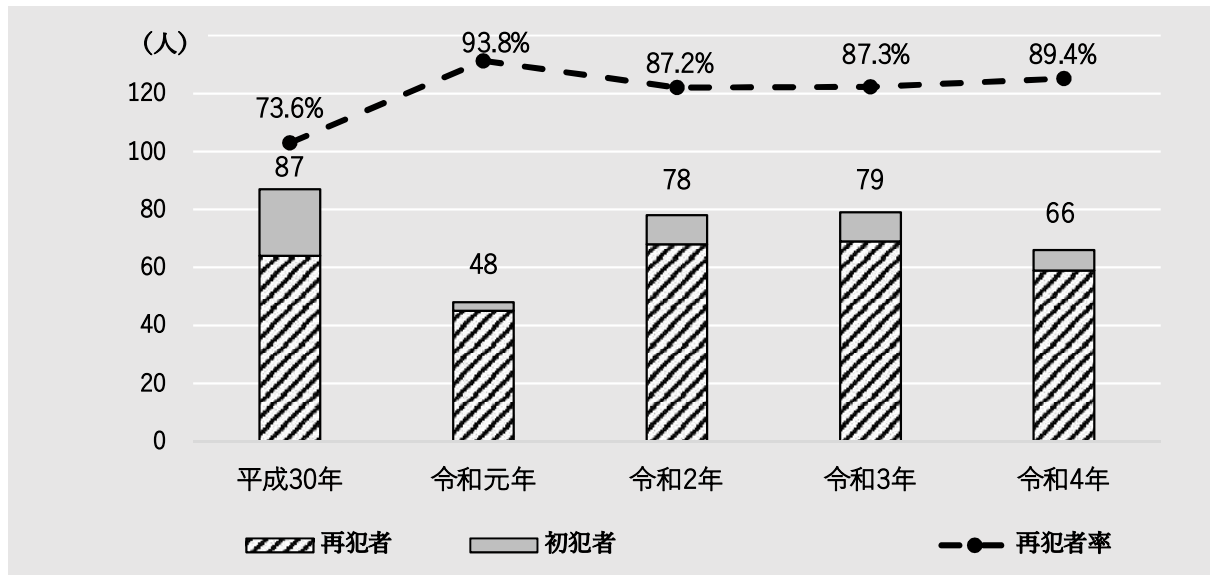
【図表（県内の非行少年検挙・補導人員数）】資料：神奈川県警察本部HPを基に作成



④ 薬物犯罪

- 本市においては、覚醒剤取締法違反により検挙された者のうち、9割程度が前科前歴を有する再犯者であるほか、大麻取締法違反や麻薬及び向精神薬取締法違反での検挙者についても増加傾向にあります。

【図表（市内の覚醒剤取締法違反の検挙人員と再犯者率）】資料：法務省矯正局提供データを基に作成

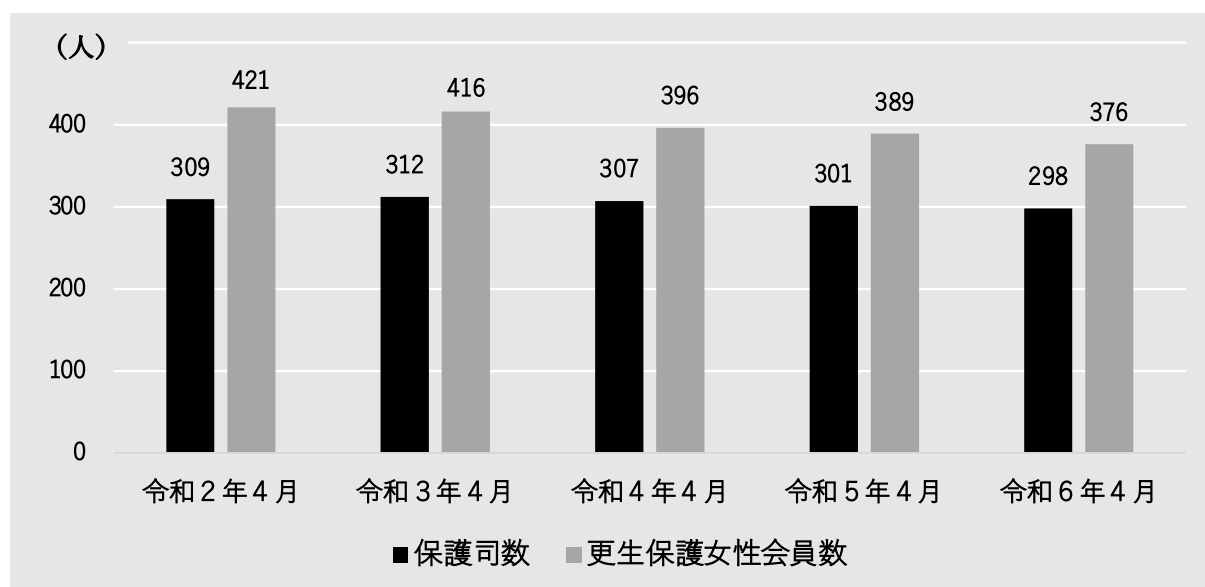


2 更生保護に関する状況

（１）保護司、更生保護女性会員数

- 保護司の定数は、保護司法で全国 52,500 人と定められている中、令和 5（2023）年 1 月時点で 46,956 人となっていますが、高齢化が進み、全体の約 8 割が 60 歳以上となり、平均年齢は 65.6 歳となっています（全国保護司連盟調べ）。
- また、犯罪をした人や非行少年の改善更生に協力することを目的とする更生保護女性会の会員数は、令和 5（2023）年度時点で全国 126,682 人となっていますが、保護司と同様に減少傾向にあります（日本更生保護女性連盟調べ）。
- 本市においても、保護司数及び更生保護女性会員数は、いずれも減少傾向にあります。

【図表（市内の保護司数と更生保護女性会員数の推移）】資料：市健康福祉局調べ



（２）社会を明るくする運動への参加人数

- 社会を明るくする運動の参加者数については、新型コロナウイルス感染症の影響もあって減少しましたが、徐々に増加しています。

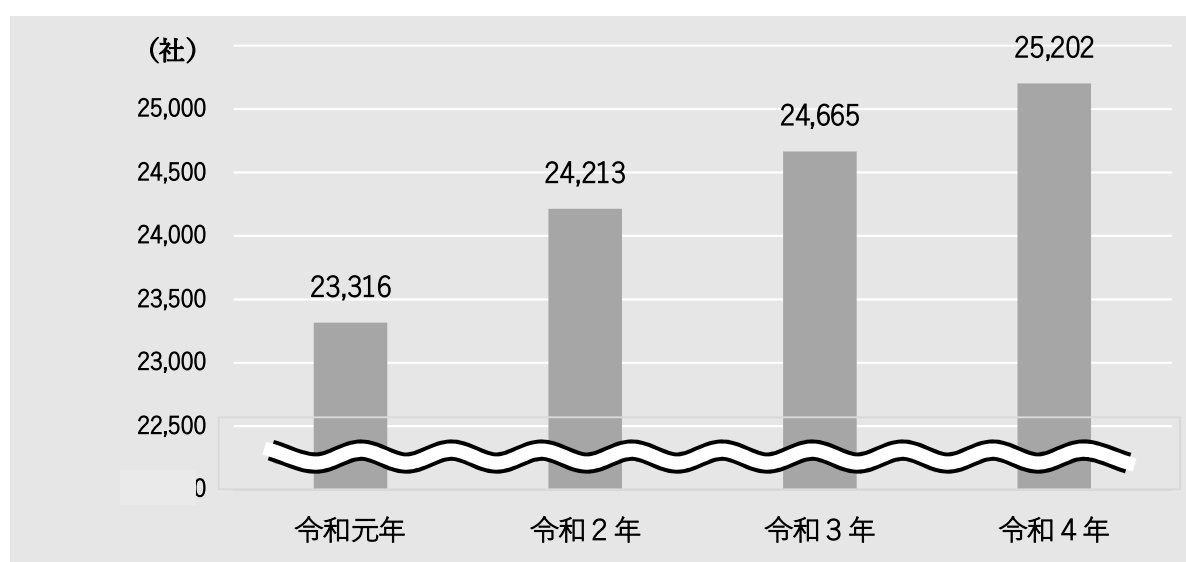
【図表（市内の社会を明るくする運動の参加者数の推移）】資料：市健康福祉局調べ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	9,450 人	8,805 人	24,038 人	32,402 人

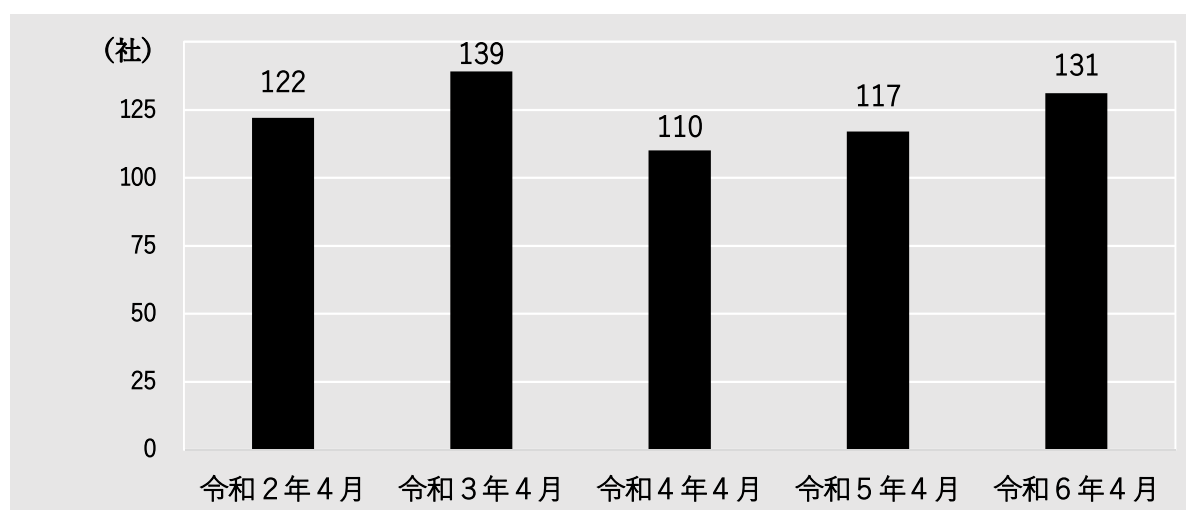
（３）協力雇用主数

- 令和５年版犯罪白書によると、令和４（２０２２）年１０月１日時点における協力雇用主は、２５,２０２社（前年同日比５３７社（２.２％）増）であり、その業種は、建設業が過半数（５６.３％）を占め、次いで、サービス業（１６.０％）、製造業（９.０％）の順とされています。
- 本市においては、近年、協力雇用主数は増減を繰り返していますが、令和６（２０２４）年４月時点の１３１社の業種内訳を見ると、約８割が建設業となっています。

【図表（全国の協力雇用主数の推移）】資料：法務省秘書課提供データを基に作成

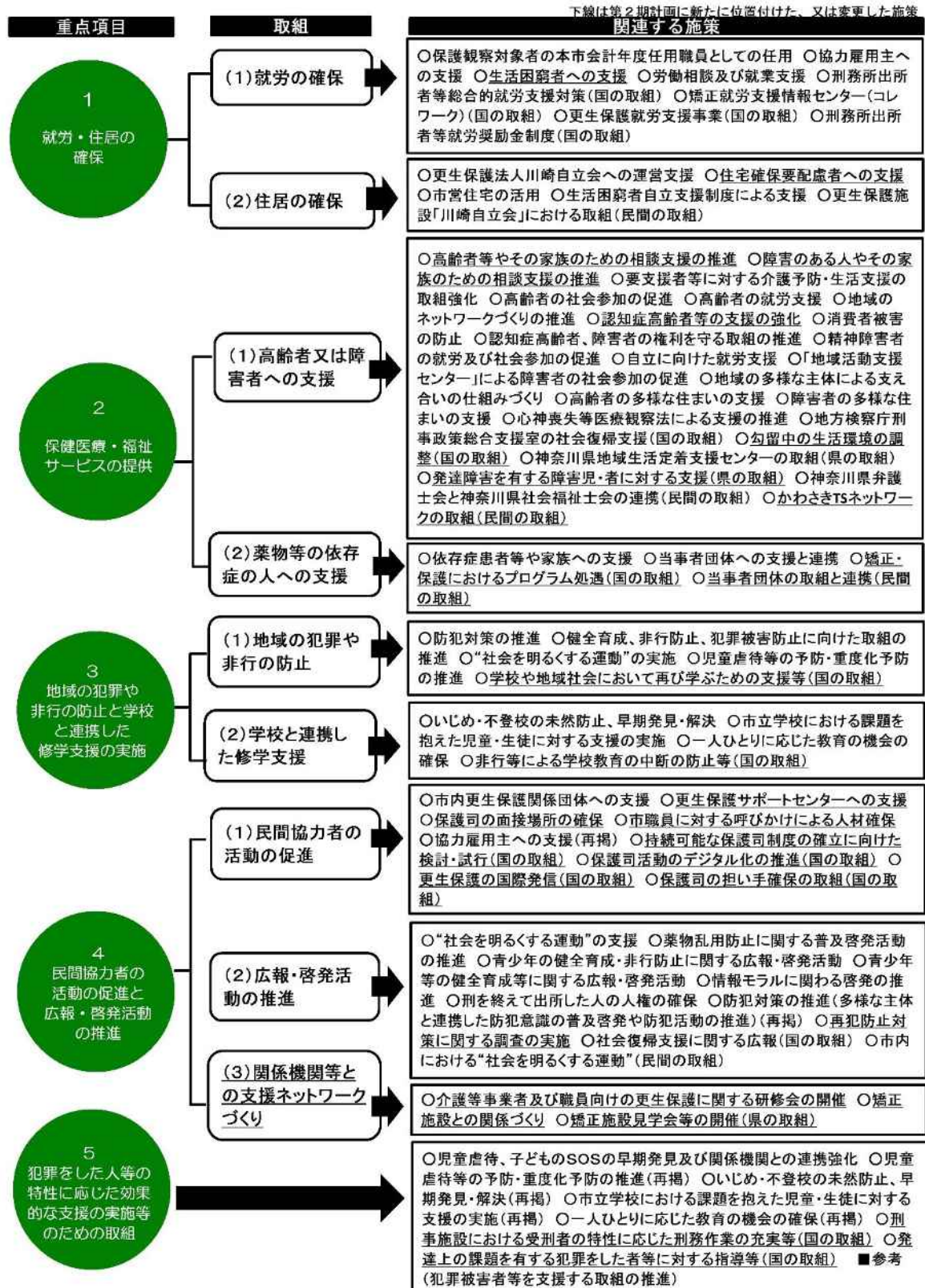


【図表（市内の協力雇用主数の推移）】資料：市健康福祉局調べ



第3章 関連する施策の展開

○ 本章では、5つの重点項目について、項目ごとの①現状と取組の方向性、②本市の関連する主な施策、③国・県・民間等の主な取組を次ページ以降で記載します。



* 第2期計画から新たに位置付けた施策、又は取組を追加など記載内容を変更した施策には、本文中に「(新規)」又は「(変更)」と記載しています

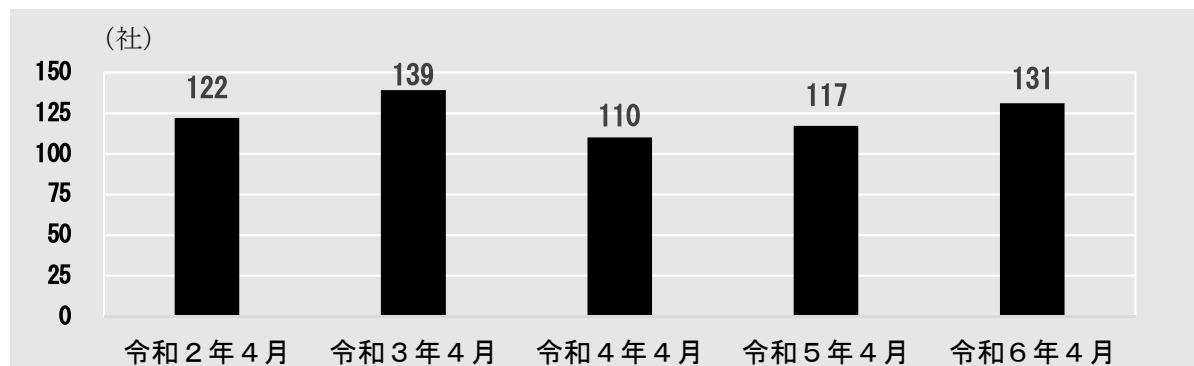
1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

① 現状と取組の方向性

- 就労は、安定した生活を送る上で重要な基盤であり、不安定な就労が再犯リスクとなることから、再犯防止に当たっては、就労の確保・継続が極めて重要です。
- しかし、刑務所出所者等の就労の確保には、前歴や求職活動を行う上での必要な知識・資格等を有していないことなどのために求職活動が円滑に進まない場合があります。
- また、社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身に付けていないといった理由から、職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があります。
- 本市においては、令和6（2024）年4月時点で、協力雇用主の数は131社となっているものの、実際に雇用している協力雇用主が登録数に比して少ないことや、建設業が約8割を占めるなど業種に偏りがあること、短期間で離職することやトラブルが発生することへの多大な不安や負担が協力雇用主に生じていることなどの課題もあり、一層幅広い業種からの協力雇用主の確保や協力雇用主の活動の支援が必要です。
- また、犯罪をした人等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることが難しい人や、就労に向けた訓練等が必要な人が存在するなど、一般就労と福祉的支援の狭間にある人の就労の確保が課題となっています。
- こうしたことから、保護観察対象者の任用や協力雇用主への支援とともに、生活困窮者の支援など、安定的な就労の確保・継続に向けた取組を進めていきます。

【図表（市内の協力雇用主数の推移）再掲】資料：市健康福祉局調べ



② 本市の関連する主な施策

1 (1)	保護観察対象者の本市会計年度任用職員としての任用
取組内容	保護観察対象者の就労は、非常に困難な状況にあることを踏まえ、その状況改善や、法務省及び川崎市保護司会協議会と本市が協力し、保護観察対象者の就労支援の場を率先して提供することで、再犯防止と民間での就労機会の拡大に繋げていくことを目的に、神奈川県内の自治体としては初めて、川崎市保護司会協議会と本市は、「就労支援に関する協定」を平成 28 (2016) 年 2 月に締結しました。 同協定に基づき、会計年度任用職員として、川崎市保護司会協議会から推薦のあった対象者を任用し、就労支援を実施します。
担当部署	総務企画局人事部人事課

1 (1)	協力雇用主への支援
取組内容	犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を適正に評価することにより、事業者の社会貢献への意欲を高めるため、平成 31 (2019) 年度競争入札参加資格審査から「協力雇用主」の評価項目を新設し、加点点評価を行っています。
担当部署	財政局資産管理部契約課

1 (1)	生活困窮者への支援（変更）
取組内容	・「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」の設置 失業、家賃滞納、債務、家計管理等の経済的な問題や心身の問題など、課題を抱えている方に対して、様々な専門分野の支援員が、包括的かつ早期の相談支援を実施することにより、相談者の日常的・社会的・経済的自立を目指します。 就労支援に当たっては、「長期間就労から離れていた」「直ちに一般就労を目指すことが困難」など様々な就労阻害要因を抱える方に対して、ハローワーク等への同行、履歴書等の作成補助など、個々の状況に応じた寄り添い型支援を実施します。 ・川崎市就労支援事業（川崎市総合就職サポート事業）の実施 生活保護受給者及び生活困窮者を対象に、就労に向けたキャリアカウンセリングや対象者向けの求人を開拓すること等により、就労を促進し、経済的・社会的自立を促すことを目的として実施しています。
担当部署	健康福祉局生活保護・自立支援室

1 (1)	労働相談及び就業支援
取組内容	社会保険労務士による労働に関する相談窓口を対面・オンラインで行うとともに、神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と月1回の夜間労働相談、年7回程度の街頭労働相談会を開催します。 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口を設置し、相談者一人ひとりに寄り添った就業支援を実施します。
担当部署	経済労働局労働雇用部

③ 国・県・民間等の主な取組

1 (1)	刑務所出所者等総合的就労支援対策
取組内容	刑務所出所者等の就労の確保のため、矯正施設在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施し、本人の希望や適性等に応じて計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した上で、職業相談・職業紹介を実施しています。 また、法務省は、保護観察所において、ハローワークと連携して、求職活動のノウハウ等を習得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労の意欲を引き出す「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを実施しています。
取組主体	法務省、厚生労働省

1 (1)	矯正就労支援情報センター（コレワーク）
取組内容	東京矯正管区をはじめ全国8か所に矯正就労支援情報センター（通称「コレワーク」）を設置し、受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、刑務所や少年院に収容されている人の雇用を希望する事業主に対して、採用条件に適合する人を収容する施設の情報を提供するなど、刑務所出所者等を雇用するためのサポートをしています。
取組主体	法務省

1 (1)	更生保護就労支援事業
取組内容	就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細やかな寄り添い型の就労支援を行う更生保護就労支援事業を実施しています。就労支援員により、刑務所出所者等の職業適性、希望等や地域の雇用主の雇用ニーズ等を把握し就職活動を支援する、「就職活動支援」及び協力雇用主への助言・相談支援等の「職場定着支援」の各取組を行っており、神奈川県では、NPO法人神奈川県就労支援事業者機構が受託し実施しています。
取組主体	法務省

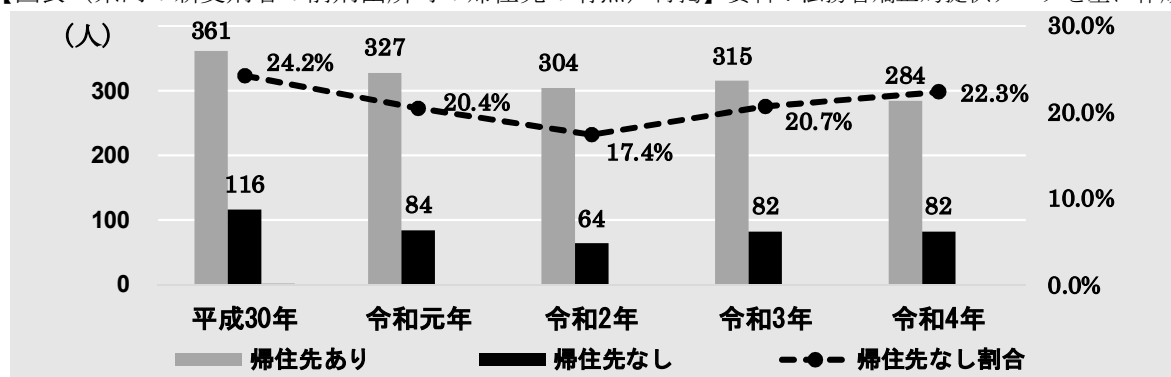
1 (1)	刑務所出所者等就労奨励金制度
取組内容	刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する刑務所出所者等就労奨励金を実施しています。
取組主体	法務省

(2) 住居の確保

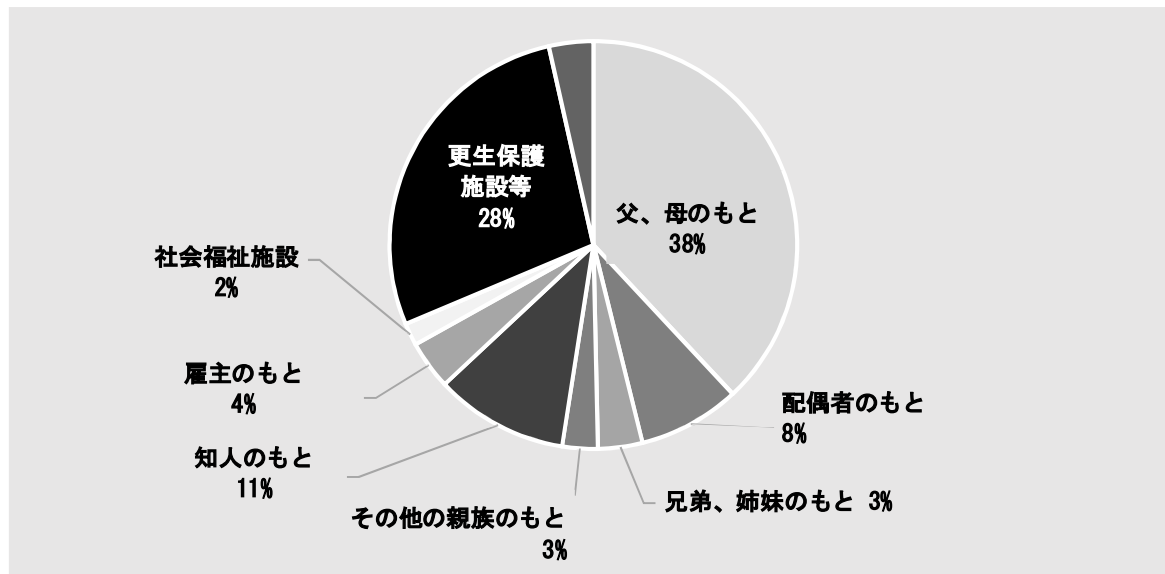
① 現状と取組の方向性

- 再入受刑者の前刑出所時の帰住先を見ると、犯罪時に県内に居住していた人のうち、2割前後は適当な帰住先がないまま出所しています。また、帰住先がある人の中でも、更生保護施設や依存症からの回復施設に帰住しているケースも多く、それらの人の大半は半年や1年後に退所し、新たに生活する住居を探さなければなりません。
- 適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送ることや再犯を防止する上で大変重要な取組です。
- こうしたことから、更生保護施設への運営支援とともに、住宅セーフティネット制度の活用など、適切な帰住先の確保に向けた取組を進めていきます。

【図表（県内の新受刑者の前刑出所時の帰住先の有無）再掲】資料：法務省矯正局提供データを基に作成



【図表（県内の新受刑者の前刑出所時に帰住先があった者の帰住先別割合（R4））再掲】資料：法務省矯正局提供データを基に作成



②本市の関連する主な施策

1（2）	更生保護法人川崎自立会への運営支援
取組内容	更生保護施設として、宿泊場所や食事の提供をはじめ、就職の斡旋、金銭の管理や飲食などに関する生活指導を行うなど、必要な保護を行っている更生保護法人川崎自立会の運営を支援します。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

1（2）	住宅確保要配慮者への支援（変更）
取組内容	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会を活用し、多様な主体が連携して、住宅確保要配慮者への入居支援や居住継続支援など安定した居住の確保に向けた取組を推進します。 また、川崎市居住支援制度においては、家賃等の支払能力があるにもかかわらず、連帯保証人の確保等の問題により、民間賃貸住宅への入居に困窮している要配慮者に対し、本市と協定を結んだ保証会社による家賃債務保証の提供や、居住継続に向けた各種支援の的確な提供により、家主等の不安解消を図り、入居機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援します。
担当部署	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

1（2）	市営住宅の活用
取組内容	市営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。
担当部署	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課

1 (2)	生活困窮者自立支援制度による支援
取組内容	自立を目指す住居のない生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援制度の「一時生活支援事業」により、生活困窮者・ホームレス自立支援センターに受け入れ、一時的に居住の場所を確保するとともに、食事の提供、基本的な生活相談等を行い、自立に向けた支援を実施します。 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれのある方に対して、就職に向けた活動をする事などを条件に、家賃相当分の金額の住居確保給付金を一定期間支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を実施します。
担当部署	健康福祉局生活保護・自立支援室

③国・県・民間等の主な取組

1 (2)	更生保護施設「川崎自立会」における取組
取組内容	更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設です。 本市においては、市内唯一の更生保護施設「川崎自立会」があり、更生保護法人川崎自立会により運営され、収容定員は 40 人（男子成人 36 人、男子青少年 4 人）、令和 5（2023）年度の延べ収容人員は 129 人、収容率（一日の在会者数／定員の年間平均）は 71.67%でした。 「川崎自立会」の施設は、平成 28（2016）年度に建て替えられ、1 階に地域交流室を設け、地域に開かれ、貢献できるスペースとして開放し、近隣住民の方々等に利用されています。 また、川崎区保護司会による更生保護サポートセンターを施設内に設置して、保護司や更生保護女性会員が気軽に立ち寄り、担当する保護観察対象者等との面接場所を提供するなど、地域の更生保護事業の中核的機能を果たしています。 さらに、本市と大規模災害時における協力に関する協定を締結し、津波避難施設や避難所補完施設として避難者の受入れや災害用食料等の備蓄を行うなど、災害時における地域への支援を行います。
取組主体	民間の取組（川崎自立会）

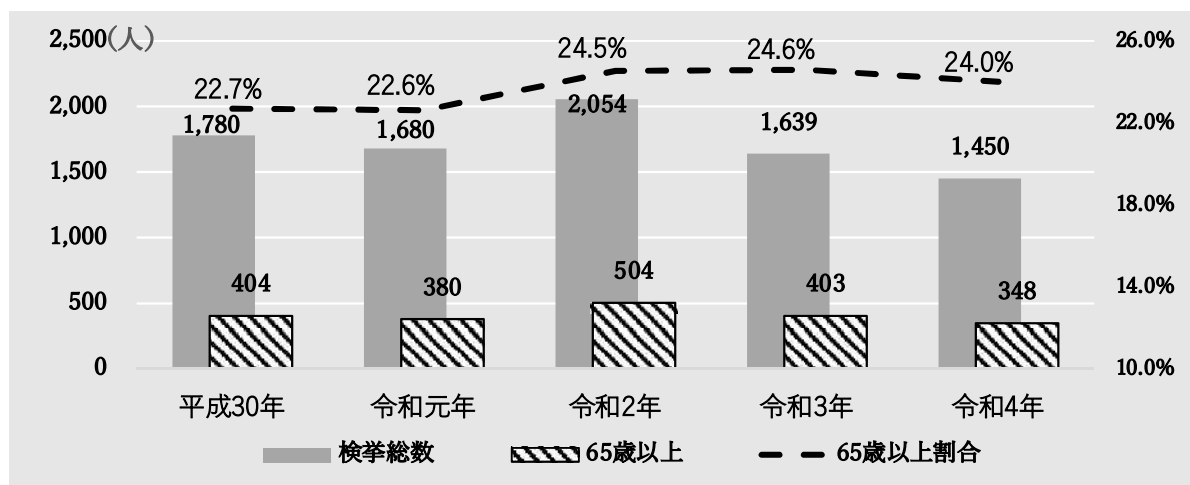
2 保健医療・福祉サービスの提供

(1) 高齢者又は障害者への支援

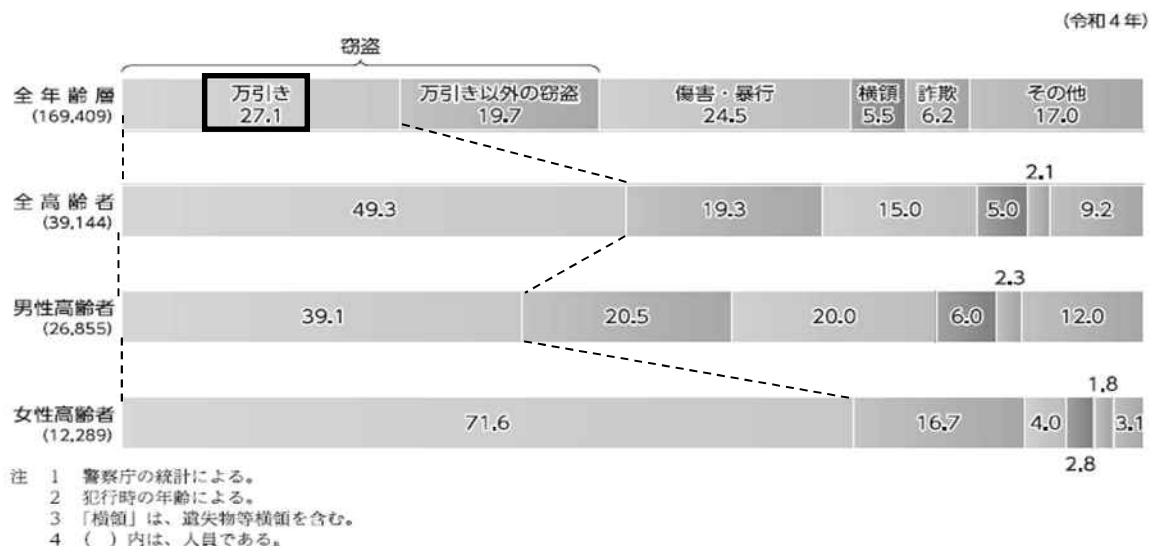
① 現状と取組の方向性

- 全国的に刑事施設に入所する受刑者の高齢化が進み、高齢出所受刑者の2年以内再入率は他の世代と比べて高く、再犯防止対策の観点からも、高齢者犯罪への対応は急務です。
- 高齢者に多い犯罪としては、令和5年版犯罪白書によると、万引きが最も多く、次いで、万引き以外の窃盗、傷害・暴行の順となっています。高齢者の万引きについては、全国的に全年齢層と比較して割合が高く、特に女性にその傾向が高くなっています。

【図表（市内の検挙者（20歳以上）の高齢者数及び割合）再掲】資料：法務省矯正局提供データを基に作成

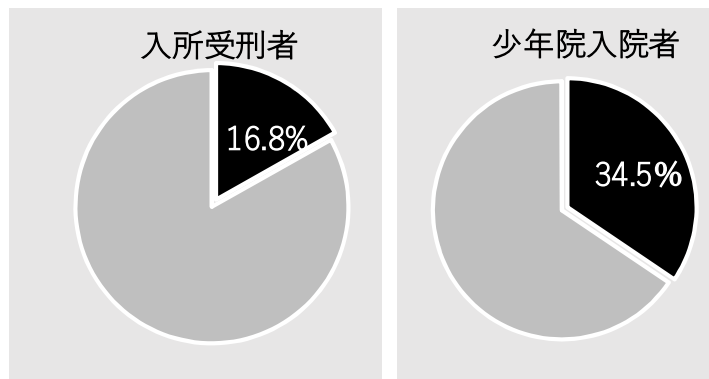


【図表（全国の刑法犯高齢者の検挙人員の罪名別構成比）再掲】資料：令和5年版犯罪白書（抜粋）



- 全国の令和 4（2022）年の入所受刑者のうち、精神障害を有する人は約 6 人に 1 人となり、少年院入院者の場合は約 3 人に 1 人の割合となっています。

【図表（全国精神障害を有すると診断された人員の割合）再掲】資料：令和 5 年版犯罪白書を基に作成



- 本市は、全国平均に比べると平均年齢が若い都市ですが、「団塊の世代」が 75 歳以上の高齢者（後期高齢者）となる令和 7（2025）年には、高齢化率が 21.3%に到達することが見込まれるなど、本格的な超高齢社会が到来します。
- また、高齢化に伴い、認知症高齢者も令和 12（2030）年には 8.6 万人まで増加することが見込まれ、障害のある人についても、人口増加率を大きく上回るペースで増加しています。
- こうした中、本市が提供する保健医療・福祉サービスは、犯罪をした人等であるか否かを問わず提供されるものであり、支援が必要と思われる高齢者や障害者等に対して、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付け、生活の安定を図り、総合的に支援することで、誰もが安全・安心で生活しやすいまちづくりの推進につなげていきます。

② 本市の関連する主な施策

2（1）	高齢者等やその家族のための相談支援の推進（新規）
取組内容	・各区の地域みまもり支援センターのほか、地域包括支援センターは、高齢者等の介護・福祉・健康・医療等に関する困りごとの身近な相談窓口として、市内 49 か所に設置している相談機関で、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等を中心に、チームで支援に当たります。 ・総合リハビリテーション推進センターは、地域ケアコーディネーターを配置し、区役所、地域包括支援センターの支援困難ケースに対する助言、地域ケア会議等における助言及び事例検討会の開催支援等を実施し、更なる機能充実に向けた検討を進めています。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課

2 (1)	障害のある人やその家族のための相談支援の推進（新規）
取組内容	・各区地域みまもり支援センターや地域相談支援センター（身近な地域で障害のある方やその家族等からの相談に応じ、継続的な相談支援や情報提供等を行う相談機関）、基幹相談支援センター（指定特定相談支援事業所や地域相談支援センター等に対する後方支援、広域的な調整等を行う相談機関）において、障害福祉サービス利用の有無に関わらない総合的な相談支援や、権利擁護・虐待対応等の専門的な相談支援を行う体制を整備しています。 ・地域リハビリテーションセンターでは、専門的な評価・判定・調整が必要な相談に対応するとともに、各相談機関をバックアップすることにより、必要とするすべての人に相談支援を提供できる体制を整備しています。 【図表（障害者施策における今後の相談支援体制）】資料：第5次かわさきノーマライゼーションプラン一部改変 障害者施策における今後の相談支援体制 ・発達障害児・者に対する支援を行う地域の拠点として、川崎市発達相談支援センターでは、本人及び家族等からの相談に応じて適切な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制の整備を促進しています。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課

2 (1)	要支援者等に対する介護予防・生活支援の取組強化
取組内容	・要介護状態の主な原因である生活習慣病について、若い世代から予防できるよう、誰もが取り組みやすい健康づくり活動を普及啓発します。 ・多くの高齢者が介護予防活動のきっかけを作ることができるよう、「いこい元気広場事業」の充実を図るとともに、身近な地域で、住民主体の「通いの場」の活動に参加できるよう、多様な主体による活動を支援していきます。 ・介護予防に関するボランティアや地域活動のリーダーとなる市民など、地域の支え手や担い手の発掘・育成に向けた取組を推進します。 ・要支援者等の初期相談を充実するため、地域リハビリテーション支援拠点の体制充実と、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所への生活支援コーディネーター配置を進めます。 ・要支援者等の介護予防・重度化防止に資する自立支援型サービスの体制整備を進めます。 ・要支援者等の参加・活動等を支える地域資源の充実を図るとともに、地域資源に円滑につながるための機能の整備に取り組みます。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室 健康福祉局保健医療政策部健康増進課

2 (1)	高齢者の社会参加の促進
取組内容	・「介護予防いきいき大作戦」の推進 いきがい・健康づくりや介護予防など、高齢者が地域でいつまでも元気でいきいきと暮らせるための取組を「介護予防いきいき大作戦」と位置付けて、地域全体で進めます。 ・老人クラブ友愛訪問活動 病弱やねたきり、ひとり暮らし等の高齢者を定期的に訪問して、生活援助や外出援助など日常生活における介護活動を支援します。
担当部署	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

2 (1)	高齢者の就労支援
取組内容	高齢者がこれまで培ってきた経験、知識を活かして身近な地域でいきいきと活動できるよう、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に取り組みます。 ・高齢者就労支援事業（シルバー人材センター） 定年後の健康やいきがいの増進あるいは社会参加を希望する 60 歳以上の方のいきがいを高めることなどを目的として、「シルバー人材センター」では、発注者からの求めに応じて臨時的・短期的又は軽易な業務

	の就業機会を提供します。
担当部署	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課

2 (1)	地域のネットワークづくりの推進
取組内容	高齢化や核家族化の進展に伴い、増え続けているひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の地域における見守りの充実が大きな課題となっています。 見守りが必要となる高齢者を、住民同士が互いに気にかけるような支え合いの仕組みづくりを推進します。 ・ 市民主体の「見守りネットワーク」づくりの推進 同居の家族がいても、日中は独居になってしまう高齢者など、見守りの目から漏れてしまいがちな方も含め、支援を必要とする住民が必要な情報を把握し、支援につながるような住民同士の互助の仕組みや関係機関との連携体制の強化に向けて、区役所や地域包括支援センターが核となり、様々な地域資源と連携して、健康づくり・介護予防などの地域活動や、地域特性に応じた市民主体の「見守りネットワーク」づくりを推進します。 ・ ひとり暮らし等高齢者の見守りの充実 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員児童委員の協力のもと、担当地区のひとり暮らし高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の世帯状況や生活状況の実態を把握し（高齢者生活状況調査）、ひとり暮らし等高齢者の話し合いの機会を増やすなど安否確認に役立て安心して生活が営めるよう、地域包括支援センター等と連携しながら、地域ぐるみで「見守りネットワーク」づくりを推進します。 ・ 地域見守りネットワーク事業 様々な生活上の課題に対して、「発見の目」となる支え合いの仕組みづくりとして、コンビニエンスストアや新聞配達店等、地域の民間事業者の協力により、高齢者等の異変に気付いた場合に区役所に連絡し、区役所や地域包括支援センターの支援につなげる「地域見守りネットワーク事業」を推進します。
担当部署	健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域包括ケア推進室

2 (1)	認知症高齢者等の支援の強化（変更）
取組内容	認知症に関する知識の市民への普及のため、「認知症サポーター養成講座」等を引き続き実施するとともに、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みづくり（チームオレンジ）を推進します。 認知症予防の取組として、軽度認知障害（MCI）スクリーニング事業を継続して実施し、認知症地域支援推進員を中心とした参加者のフォローアップと早期発見・対応の取組を推進します。 認知症の診断直後から、認知症の人と家族を地域で支える取組を進めます。また、認知症の人の社会参加を支援していくための活動の場を推進します。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

2 (1)	消費者被害の防止
取組内容	・ 川崎市消費者行政センターの取組 本市においても、高齢者を狙った悪質商法が新しい手口で次々と発生し、近年では高齢者の消費者トラブルは、相談件数が年々増加する状況となっています。 川崎市消費者行政センターは、本市の行政機関として、消費者庁、独立行政法人国民生活センター等と連携を保ちつつ、消費者への情報提供、苦情処理等を行うとともに、首都圏の都縣市等が共同で「高齢者被害特別相談」などを実施します。 また、高齢者の消費者被害を防ぐには、家族や知人・地域といった周りの人の見守りと気づきが重要です。 地域での声かけなどから消費者トラブルに気づき、関係機関と連携して対応できるよう、高齢者の見守り関係者に対する講座等を実施します。
担当部署	経済労働局産業政策部消費者行政センター

2 (1)	認知症高齢者、障害者の権利を守る取組の推進
取組内容	認知症高齢者をはじめ、知的・精神障害者の増加に伴い、訪問販売等による消費者被害や虐待など、権利侵害も増加していくことが見込まれることから、このような権利侵害を未然に防ぎ、認知症高齢者、知的・精神障害者等が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、川崎市社会福祉協議会が運営する「あんしんセンター」による日常生活自立支援事業の実施や「成年後見制度利用促進計画」に基づく取組など、高齢者・障害者の権利擁護に一体的に取り組めます。 【図表（本市における権利擁護体制）】 資料：第9期かわさきいきいき長寿プラン 「障害者差別解消法」の基本方針を踏まえ、一人でも多くの市民が障害に対する理解を深め、地域の中で理解と支援が進むよう、障害者が安心して自立した地域生活が送れる環境づくりに向けて普及啓発活動に取り組めます。 障害者差別解消法の趣旨にのっとり、策定された本市職員向けの「対応要領」について、庁内研修等を通じて周知徹底を図ります。 市内事業者・市民等に対して、啓発物の配布や本市ホームページ等による広報の取組を行います。 障害者の差別解消については、川崎市障害者差別解消支援地域協議会で相談事例の情報共有や差別解消に関する様々な課題を協議し、それらを踏まえた制度の普及啓発に取り組めます。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

2 (1)	精神障害者の就労及び社会参加の促進
取組内容	本市発の就労定着プログラムK－S T E Pプロジェクトにて、精神障害者など体調管理に課題を抱えている方の就労定着を図ります。 心身のコンディションから長時間の勤務は難しくても、短時間であれば働ける方を対象とした「短時間雇用創出プロジェクト」を実施します。 就労に向けた準備段階の方に対し、川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダースなどエンターテインメントの場での就労体験事業を推進します。
担当部署	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

2 (1)	自立に向けた就労支援
取組内容	様々な就労体験事業に加えて、庁内業務の一部を実習場所として提供する就労体験ステップアップ事業や地域就労援助センターにおける職場実習事業を実施することで就労意欲の喚起を図ります。 地域就労援助センター等による一般就労に向けた個別の支援を行うとともに、障害者就労支援ネットワーク会議において、支援機関の困り事の共有や、就労移行支援事業所等の利用者の増加を図ることで、一般就労へ移行していく取組を展開します。 セルフケアやラインケア意識の向上を図る川崎就労定着プログラム（K－S T E P）を企業や就労支援機関等で実施することにより、自立に向けた就労支援を目指します。
担当部署	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

2 (1)	「地域活動支援センター」による障害者の社会参加の促進
取組内容	地域で生活する障害者の中には、社会との関わりを持つ機会が少なく、生活リズムが不規則になってしまう方もいます。そのような障害者の社会参加を支援します。 ・ 地域活動支援センター（A型） 主に精神障害者を対象として、日中のプログラムや憩いの場などの地域活動支援センターとしての機能と、生活する上での困りごとを相談できる相談支援の機能を一体的に提供します。 ・ 地域活動支援センター（B・C・D型） 創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進等の支援を行います。
担当部署	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

2 (1)	地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくり
取組内容	ボランティア、民間団体・企業、さらには障害のある当事者だからこそできるピアサポートなど障害のある当事者も支援の担い手として、活躍できる仕組みづくりに取り組みます。 神奈川県・横浜市・相模原市と協調し、「神奈川障がい者ピアサポート研修事業」を実施し、多様な主体が活躍できる取組を推進してまいります。
担当部署	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

2 (1)	高齢者の多様な住まいの支援
取組内容	「かわさきいきいき長寿プラン」に基づき、民有地を活用した整備に加え、市有地等を活用した整備等、介護サービス基盤の整備を推進し、高齢者の多様な居住環境の実現を目指します。
担当部署	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

2 (1)	障害者の多様な住まいの支援
取組内容	地域で自立した生活を営むための住まいの場の一つとして、グループホームの設置を積極的に推進するとともに、川崎市住居支援協議会と連携しながら、障害者が安心して住めるよう不動産事業者等へ理解の促進に向けた取組を行っていきます。
担当部署	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

2 (1)	心神喪失者等医療観察法による支援の推進
取組内容	心神喪失者等医療観察法[※]の対象者の対応は、人権への配慮と地域社会との関係を考慮し、障害特性に合わせた重点的な支援を要するため、保護観察所や行政内外の関係機関と連携し、退院・退所後における生活環境調整を実施し、触法障害者の支援を行います。 具体的取組例 ・医療観察法制度運営連絡協議会への参画 ・保護観察所と合同で実施する行政内外を対象とした研修の実施
担当部署	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

※心神喪失者等医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。

③ 国・県・民間等の主な取組

2 (1)	地方検察庁刑事政策総合支援室の社会復帰支援
取組内容	刑務所で服役することなく刑事手続を終えた者（不起訴や執行猶予判決となった者など）を障害や高齢といった特性を踏まえ、保護観察所、地域生活定着支援センター、地方公共団体、弁護士等関係機関・団体等と連携し、福祉サービスにつなぐ支援（「入口支援」と呼んでいます。）を地域の実情に応じて実施しています。 地方検察庁に、「社会復帰支援室」などの名称で担当職員を置いて対応しており、検察官・検察事務官に加えて、社会福祉士を社会福祉アドバイザーとして採用したり、地域の社会福祉士会と連携したりするなどして、様々な支援を行っています。
取組主体	検察庁

2 (1)	勾留中の生活環境の調整（新規）
取組内容	横浜保護観察所では、勾留中の被疑者であって検察官が罪を犯したと認める人について、神奈川県地域生活定着支援センター等と連携し、円滑な社会復帰のため、釈放後の住居や就業先等の調整を行っています。
取組主体	法務省

2 (1)	神奈川県地域生活定着支援センターの取組
取組内容	矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害により、福祉サービスを受ける必要があるものの、退所後自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、直ちに必要な福祉サービスを受けられるよう、「神奈川県地域生活定着支援センター」を開設し、関係機関と協働で必要な支援に取り組んでいます。
取組主体	神奈川県

2 (1)	発達障害を有する障害児・者に対する支援（新規）
取組内容	発達障害を有する障害児・者に対する支援を総合的に行う県域の拠点（横浜市、川崎市、相模原市においては、別途、個別に相談支援拠点を設置）として、発達障害者支援法が施行された平成17（2005）年度から設置している「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」において、各種の相談や研修、個別支援の検討会議等を通じ、専門的な立場からの助言を行い、継続的に地域の相談支援を行います。
取組主体	神奈川県

2 (1)	神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携
取組内容	刑事弁護における社会福祉士等の紹介に関する協定を結び、「捜査段階（被疑者）」及び「公判段階（被告人）」等において、障害や疾病等により福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の支援を連携して行っています。両会の連携により、早い段階で罪を犯した障害者の更生支援を行うことで、再犯防止にもつなげます。
取組主体	民間の取組（神奈川県弁護士会、公益社団法人神奈川県社会福祉士会）

2 (1)	かわさきTSネットワークの取組（新規）
取組内容	地域で暮らす障害者と地域社会との間でトラブルが生じた際、障害者やその家族と共に活動することを目的としており、その目的達成のため、包括的な支援基盤及びトラブルシューター人材の養成、地域におけるトラブル予防に向けた取組、当事者向けセルフアドボカシー講座の実施及び支援者養成、地域の各領域・分野をつなぐネットワーク形成の取組などを行います。
担当部署	民間の取組（かわさきTSネットワーク）

（２）薬物等の依存症の人への支援

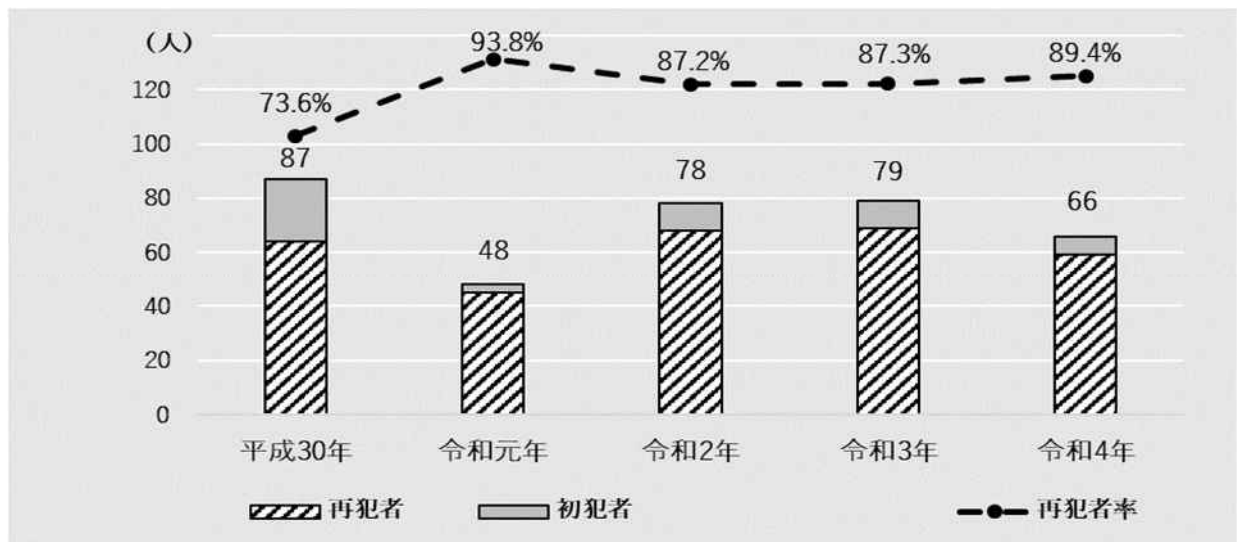
① 現状と取組の方向性

- 薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、治療を要する人と位置付けられ、薬物事犯者本人が「薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気である」という認識を持ち、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けることが必要です。
- 刑の一部の執行猶予※の言い渡しを受けることになった理由が違法薬物の使用や所持である人がほとんどである状況を踏まえ、薬物依存からの回復に向けた治療や支援を受けやすい環境づくりが大切であると考えています。
- 薬物依存からの回復には長い期間を要することから、薬物問題を抱える人に対し、地域社会において途切れることのない継続的な支援を関係各機関で実施していくことが求められます。
- 本市においては、覚醒剤取締法違反により検挙された者のうち、9割程度が前科・前歴を有する再犯者であるほか、大麻取締法違反や麻薬及び向精神薬取締法違反での検挙者についても増加傾向にあります。
- こうしたことから、薬物等依存症の人の支援に向けて、支援団体と連携を図りながら取組を進めていきます。

※刑の一部の執行猶予

懲役刑や禁錮刑を一定期間受刑させた後、残りの刑期の執行を猶予する制度。受刑者の社会復帰促進や保護観察による再犯防止などを目的とする。猶予期間中は、保護観察も適用できる。

【図表（市内の覚醒剤取締法違反の検挙人員と再犯者率）再掲】資料：法務省矯正局の提供データを基に作成



② 本市の関連する主な施策

2 (2)	依存症患者等や家族への支援
取組内容	アルコールや薬物等の依存症の人に対し、認知行動療法の手法を取り入れた、依存症からの回復に向けた再発予防プログラム（だるま〜ぷ）を実施します。実施においては自助グループの協力を仰ぎ、終了後の居場所を確保することも視野に入れながら新しい仲間づくりを支援します。 また、相談業務に携わる各部署の職員や関係機関の支援者向け研修会や事例検討会を開催します。
担当部署	健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課

2 (2)	当事者団体への支援と連携
取組内容	川崎ダルクデイケアセンターと連携して、薬物依存に悩む方、これに類する状態の方、及びその家族に対して、回復を支援し薬物乱用の予防に対する普及啓発及び相談援助活動を実施します。 また、自助グループや依存症回復支援施設と総合リハビリテーション推進センターが協力し、ボランティアも含めた実行委員会形式にて川崎アディクションフォーラムを年1回開催します。こうした取組を通じ、依存症に関連した問題や回復の力を広く知ってもらうことを目指します。
担当部署	健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課

③ 国・県・民間等の主な取組

2 (2)	矯正・保護におけるプログラム処遇（新規）
取組内容	薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させるため、刑事施設においては薬物依存離脱指導、保護観察所においては、薬物再乱用防止プログラムを実施しています。 なお、保護観察所においては、令和5(2023)年10月から、大麻事犯者向けコアプログラムを新たに実施しています。
取組主体	法務省

2 (2)	当事者団体の取組と連携（新規）
取組内容	川崎ダルクでは依存症者本人への支援、予防啓蒙活動、相談活動を事業として行い、依存問題を抱える方のサポートをしています。 令和5(2023)年度から川崎市更生保護女性連絡協議会と連携して料理教室を行い、ダルクに通所されていた方が施設を出て自立する際、地域社会にスムーズに入っていくための一助となっています。
担当部署	民間の取組（川崎ダルク、川崎市更生保護女性連絡協議会）

3 地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施

(1) 地域の犯罪や非行の防止

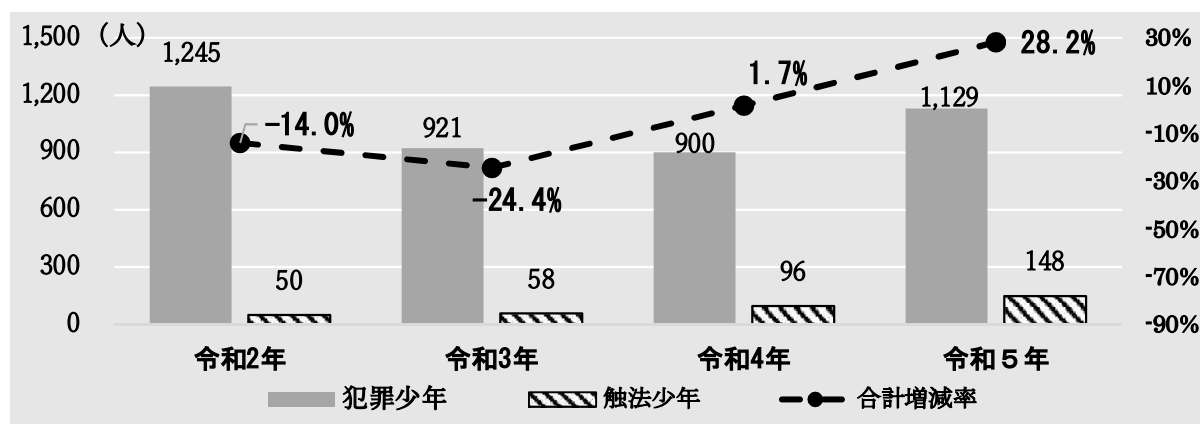
① 現状と取組の方向性

- かわさき市民アンケートによると、今後特に力を入れてほしいことの項目の上位には常に「防犯対策」があることから、安全で安心に暮らせるまちづくりが求められており、再犯防止はもとより、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めることが重要です。
- また、将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが必要です。
- 県内における非行少年の検挙・補導人員については、近年、減少傾向にありましたが、令和5（2023）年は増加しています。
- また、令和5年版犯罪白書によると、令和4（2022）年の少年による家庭内暴力事案の認知件数は4,551件（前年比9.9%増）で、近年は小学生が大きく増加しています。
- さらに、保護者の正当な監督に服さない性癖（家出、盗癖等）があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れがある、ぐ犯少年への対応も求められます。
- なお、成人年齢は18歳に引き下げられましたが、罪を犯した少年については、18歳・19歳も特定少年として少年法が適用されます。
- こうしたことから、地域の犯罪や非行の防止に向けて、多様な主体と連携しながら防犯活動や非行防止などの取組を進めていきます。

【図表（非行少年等の年齢）再掲】



【図表（県内の非行少年検挙・補導人員数）再掲】資料：神奈川県警察本部HPを基に作成



② 本市の関連する主な施策

3 (1)	防犯対策の推進
取組内容	・多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 「安全・安心まちづくり推進協議会」による、パトロールや見守り等の自主防犯活動、各種イベントにおける広報啓発活動等を推進します。 ・防犯カメラの設置に向けた取組の推進 継続的かつ計画的に地域の防犯パトロールや通学路の見守り等を行う町内会・自治会又は事業者等により組織された団体が、地域の安全・安心なまちづくりを目的として、道路等の公共空間に防犯カメラを新規設置する費用について補助を実施するとともに、市が川崎駅周辺に設置した防犯カメラ100台を運用しています。 ・ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理等の実施 防犯灯LED化ESCO事業を推進し、道路等における夜間通行の安全確保などに取り組みます。 ・防犯灯設置補助、管理費及び補修費補助の実施 町内会・自治会及びその他の団体が自主管理する防犯灯の新設、更新や管理、補修の経費について補助を実施しています。 ・かわさき安全・安心ネットワークシステムの運用 かわさき防犯アプリ（みんパト）により、市内の不審者、痴漢、空き巣などの情報を配信し、市民の安全確保や情報の共有化、防犯意識の向上、犯罪発生を抑止等を図ります。 ・安全・安心まちづくり対策員による防犯対策の推進 市民の防犯意識の高揚及び空き巣などの侵入盗からの被害防止に向けて、安全・安心まちづくり対策員による住宅の防犯診断、各区役所等における「出張防犯相談コーナー」の開設、様々な施設を訪問して防犯対策に関する講話を行う「出前講座」を実施しています。
担当部署	市民文化局市民生活部地域安全推進課

3 (1)	健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進
取組内容	児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、神奈川県警察本部と本市教育委員会が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。 各学校で、警察署員や各分野の専門家等による保護者や児童・生徒向けの非行防止や犯罪被害の予防に関する講話を実施します。 ・ 学校と保護司による情報交換会の実施 学校関係者と保護司の連携と情報の共有を図るため、情報交換会を実施します。 ・ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。 ・ 青少年の成長にふさわしい育成環境づくりの推進 青少年指導員は、地域で青少年を健全に育成するため、町内会・自治会、子ども会、青少年関係機関などと連携しながら、文化・レクリエーションなど多様な体験活動を促進するとともに、地域巡回パトロールや各種キャンペーンへの参加による普及・啓発活動など青少年を見守り、健全に育成する環境づくりを推進します。 ・ 多様な主体の連携・協働による「こども110番」の推進 子どもが被害者となる事件などを未然に防止するとともに、大人が子どもをあたたく見守り、育てる地域環境づくりに向けて、各小学校区において、学校、PTA、町内会・自治会などが中心となって「こども110番」事業を展開します。
担当部署	こども未来局青少年支援室 健康福祉局地域包括ケア推進室 教育委員会事務局学校教育部指導課 教育委員会事務局学校教育部健康教育課

3 (1)	“社会を明るくする運動”の実施
取組内容	“社会を明るくする運動”の実施に際し、学校、PTA、団体等による学生・生徒の非行防止や一般市民等による青少年非行防止についての講演会、青少年の非行防止と健全育成を中心テーマとした地域住民による「青少年を守るミニ集会」を各区推進委員会にて実施します。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

3 (1)	児童虐待等の予防・重度化予防の推進
取組内容	・児童虐待・非行・いじめ防止に関する普及啓発の推進 児童虐待防止推進月間を中心に、関係機関と協働し、児童虐待の防止に取り組む意識の向上のために普及啓発活動を推進します。 ・非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けた関係機関の連携の強化 ネグレクト等を背景とする非行・不登校等の複雑・多様化する学齢児の問題に対し、個々に応じた実効的な相談、支援等を実施するためには、福祉・教育・警察等の各機関の連携が必要であるため、「学齢児支援に係る専門機関による連絡会」における連携の推進を図ります。
担当部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

③ 国・県・民間等の主な取組

3 (1)	学校や地域社会において再び学ぶための支援等（新規）
取組内容	・学校や地域社会における修学支援 法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を促進します。 また、保護観察対象者のうち、修学の継続のために支援が必要な者については、矯正施設における修学支援をはじめとした施設内処遇の内容等を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティア等が協働して、本人が抱える課題や実情等に応じた修学支援を実施するとともに、実施事例を通じて得られた知見を踏まえ、地域社会における効果的な修学支援施策を展開します。 法務省及び文部科学省は、矯正施設在所者・保護観察対象者のうち、修学支援の対象となる者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促します。 ・矯正施設・保護観察職員と学校関係者の相互理解の促進等 法務省及び文部科学省は、矯正施設や保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進します。 また、矯正施設・保護観察所の職員や学校関係者に対し、相互の連携事例の周知・共有を図ります。
取組主体	法務省、文部科学省

(2) 学校と連携した修学支援

① 現状と取組の方向性

- 全国的な高等学校への進学率は、98%を超えており、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあります。
- 一方で、令和5年版犯罪白書によると、少年院入院者の教育程度の調査では、男女ともに約20%が「中学卒業」であり、さらには約40%が「高校中退」となっています。
- こうしたことから、学校や関係機関との連携を図りながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組や犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援等を実施していきます。

② 本市の関連する主な施策

3 (2)	いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決
取組内容	「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生＊共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。
担当部署	教育委員会事務局教育政策室

3 (2)	市立学校における課題を抱えた児童・生徒に対する支援の実施
取組内容	・市立学校における暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期解決 学校巡回カウンセラーやスクールカウンセラーを配置し、相談対応を実施します。 ・市立学校における課題を抱えた児童・生徒に対する支援の実施 各区に配属された教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが当該児童生徒の置かれた環境への働きかけやよこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）の地域援助など専門機関の活用、関係機関とのネットワークの構築等、多様な手法を用いて問題解決を図り、効果的な支援を行います。
担当部署	教育委員会事務局川崎市総合教育センター 教育委員会事務局教育政策室

3 (2)	一人ひとりに応じた教育の機会の確保
取組内容	・一人ひとりのニーズに応じた教育の機会の確保と社会的な自立のための支援 I C Tを活用した学習支援、フリースクール等との連携など、様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。 ・一人ひとりに応じた適切な支援の実施 発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
担当部署	教育委員会事務局学校教育部指導課 教育委員会事務局学校教育部支援教育課 教育委員会事務局総合教育センター

③ 国・県・民間等の主な取組

3 (2)	非行等による学校教育の中断の防止等（新規）
取組内容	・学校等と保護観察所が連携した支援等 法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室など保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を推進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして学校に在籍している保護観察対象者に対する生活指導・支援等の充実を図ります。 ・矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学に対する動機付けを図るほか、引き続き、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備、I C Tの活用を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導を実施します。 また、法務省は、文部科学省と連携しながら、少年院在院者のうち希望する者について、在院中の通信制高校への入学及び出院後の継続した学びに向けた調整等を行うことにより、高等学校教育機会の提供についての取組の更なる充実を図ります。 ・矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実 法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施します。また、法務省は、I C T活用を進めるなどして、矯正施設における同試験に係る指導を強化するとともに、同試験に合格した少年院在院者等の希望進路の実現に向けた指導の充実を図ります。
取組主体	法務省、文部科学省

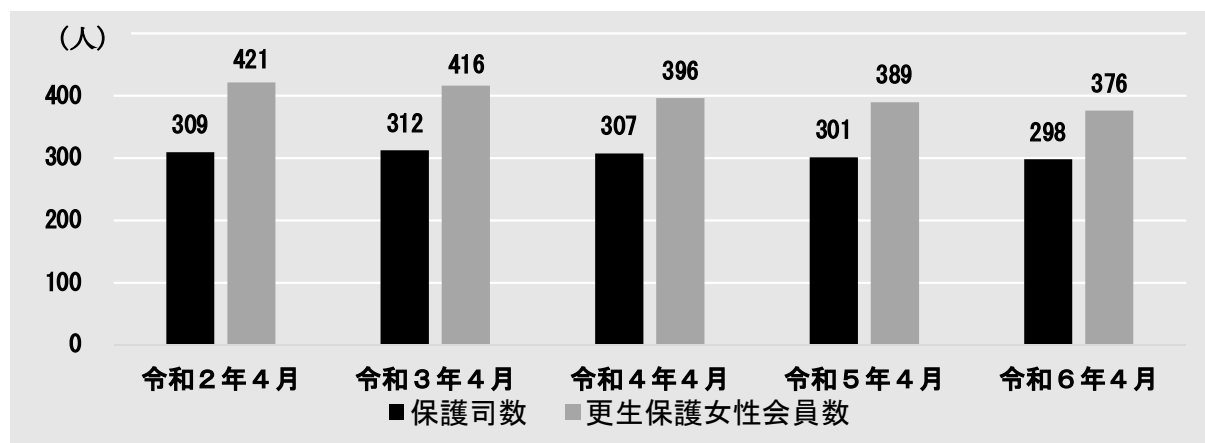
4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進

① 現状と取組の方向性

- 地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした人等の指導・支援に当たる保護司や、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会をはじめとした、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。
- また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体等による、犯罪をした人等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。
- これらの民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在となっています。
- 一方で、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような活動が難しくなっており、また、民間の関係機関・団体等が再犯の防止等に関する活動を行うに当たって、必要な体制等の確保や環境整備が必要となります。
- こうした中でも、保護司の活動に当たって、その安全が脅かされることがあってはならず、安全・安心に活動を継続するための環境を整備することは、国の持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会でも協議され、喫緊の課題となっています。
- こうしたことから、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な制度の構築に向けて、関係機関・団体等と民間協力者との連携を図りながら、取組を進めていきます。

【図表（市内の保護司数と更生保護女性会員数の推移）再掲】 資料：市健康福祉局調べ



② 本市の関連する主な施策

4 (1)	市内更生保護関係団体への支援
取組内容	・市役所内に川崎市保護司会協議会及び川崎市更生保護女性連絡協議会並びに各区役所内に各区保護司会の事務局を設置し、その活動を支援します。 ・保護司会や更生保護女性会が活動に向けた会議を行う際や、保護司が保護観察対象者との面接を行う際に会議室や面談場所の確保を支援します。さらに、長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司や更生保護女性会員の方を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。 ・保護司会と連携し、BBS会活動への支援について取組を進めます。 ・更生保護施設を運営する更生保護法人に対して補助金を交付することにより、地域の再犯防止活動を引き続き支援します。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

4 (1)	更生保護サポートセンターへの支援（変更）
取組内容	更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が、地方公共団体や地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で処遇活動及び地域活動を行うための拠点です。 法務省が全国の保護司会に更生保護サポートセンターを設置している中で、本市では既に川崎区、幸区、中原区では開設され、各区の保護司会による活動が始まっています。また、面接場所の確保に当たって、川崎市保護司協議会を通じて、民間の会議室等の利用にかかる必要経費等について支援を行っています。 引き続き、各区保護司会の要望を伺いながら、更生保護サポートセンター開設に向けた協議や支援を行い、その活動についても支援していきます。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

4 (1)	保護司の面接場所の確保（新規）
取組内容	保護司の活動は、保護司の自宅が中心となっていますが、自宅に対象者を招き入れることに対して不安や負担感を感じる声が増加していることから、福祉施設を中心に、面接場所の確保に取り組んでいます。 今後も保護司の方や保護観察対象者のニーズに応じて、平日、日中のみならず、休日、夜間など様々な時間帯での利用や、対象者のプライバシー及び保護司の安全の確保なども考慮しながら、検討していきます。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

4（１）	市職員に対する呼びかけによる人材確保（新規）
取組内容	保護司等の安定的な人材確保を支援するため、市職員退職セミナー等で広報を行っています。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

4（１）	協力雇用主への支援（再掲）
取組内容	1（１）参照

③ 国・県・民間等の主な取組

4（１）	持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行（新規）
取組内容	時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の推薦・委嘱の手順、年齢条件、職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、待遇、活動環境、保護司の安全確保等について検討結果がまとまり、令和6（2024）年10月に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」から法務省に対し報告がありました。 本市においても、法務省の動向を注視しながら、市町村の役割を踏まえ、適時適切な措置を講じていきます。
取組主体	法務省

4（１）	保護司活動のデジタル化の推進（新規）
取組内容	保護司が保護観察所に提出する報告書は、情報セキュリティの観点から手書きにより作成していましたが、保護司の負担軽減のため、令和3（2021）年度から、こうした報告書の提出などを、情報セキュリティを確保した上で、インターネットを通じて行うことができる保護司専用ホームページ（通称“H@（はあと）”）の運用を開始し、インターネット端末を所持していない保護司に貸与するためのタブレット端末を一部の保護司会に配備するなど、保護司活動のデジタル化に着手しています。
取組主体	法務省

4（１）	更生保護の国際発信（新規）
取組内容	社会内処遇に関する世界各国の実務・学術上の知見が共有される最大規模の国際会議である「世界保護観察会議」、「世界保護司会議」をはじめとした様々な機会を捉え、日本の更生保護制度のあり方やボランティアの活躍を世界に向けて発信しています。令和6（2024）年4月17日には、オランダ・ハーグで行われた「第2回世界保護司会議」において、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択されたところであり、今後も、更生保護に携わる地域ボランティアの認知度

	の向上に取り組んでいきます。
取組主体	法務省

4 (1)	保護司の担い手確保の取組（新規）
取組内容	保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としてインターンシップ制度を導入しています。 また、保護司活動を紹介し、理解を深めてもらうために保護司セミナーを開催しています。
取組主体	法務省、川崎市（健康福祉局地域包括ケア推進室）

（２） 広報・啓発活動の推進

① 現状と取組の方向性

- 犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等に自らの努力を促すことは当然ですが、それだけでなく、犯罪をした人等が社会において孤立することのないよう、地域住民の理解と協力を得て、犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。
- 国や神奈川県においては、これまでも、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。
- しかしながら、犯罪は、自分事として捉えづらい側面があることから、再犯の防止等に関する施策は、国民の関心と理解を得にくく、広報・啓発活動や民間協力者による再犯の防止等に関する活動が国民に十分に認知されているとはいえないなどの課題があります。
- こうしたことから、本市においても、安全で安心なまちづくりを推進するに当たり、地域住民にとって身近な防犯意識の向上や防犯対策等の普及啓発を行うとともに、引き続き、犯罪や非行の背景にある孤独、孤立、生きづらさなど、誰もが抱える問題を踏まえ、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを目指す“社会を明るくする運動”などの犯罪予防活動や啓発活動をさらに推進していきます。

【図表（市内の社会を明るくする運動の参加者数の推移）再掲】資料：市健康福祉局調べ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	9,450 人	8,805 人	24,038 人	32,402 人

② 本市の関連する主な施策

4 (2)	“社会を明るくする運動”の支援
取組内容	犯罪や非行をした人が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や、地域の町内会・自治会や保護司会をはじめとした多くの関係団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

4 (2)	薬物乱用防止に関する普及啓発活動の推進
取組内容	ホームページやリーフレットを用いて大麻・覚せい剤・危険ドラッグ等に関する啓発等、薬物乱用防止活動を推進します。 また、関係機関・団体の協力の下、地域で実施される“「ダメ。ゼッタイ。」普及運動”や“麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動”等の街頭啓発活動や研修会、さらには、学校で開催される薬物乱用防止教室等を通して薬物乱用の弊害を広く周知する等の普及啓発活動を実施します。
担当部署	健康福祉局保健医療政策部医事・薬事課

4 (2)	青少年の健全育成・非行防止に関する広報・啓発活動
取組内容	関係機関・団体の協力のもと、青少年の健全育成に関する街頭キャンペーンや青少年の健全育成、非行防止などについて、ポスターの掲出や各種キャンペーンによる啓発品の配布等を行うとともに、青少年関係団体等への啓発DVDの貸出しや区役所等における啓発パネルの展示等、各種広報・啓発活動を実施します。
担当部署	こども未来局青少年支援室

4 (2)	青少年等の健全育成等に関する広報・啓発活動
取組内容	7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせて、首都圏の九都県市で共同作成したポスターの掲出や市内広報掲示板や公共施設等への啓発用ポスターの掲出を行うとともに、区役所等への懸垂幕の設置や啓発パネル展示を行います。また、神奈川県と連携しながら社会環境健全化推進街頭キャンペーンを実施します。 11月の国の「秋のこどもまんなか月間」に合わせて、市内広報掲示板や公共施設等への啓発用ポスターの掲出を行うとともに、区役所等への懸垂幕の設置や啓発パネル展示を行います。また、神奈川県と連携しながら社会環境健全化推進街頭キャンペーンを実施します。
担当部署	こども未来局総務部企画課 こども未来局青少年支援室

4 (2)	情報モラルに関わる啓発の推進
取組内容	情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、川崎市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう情報活用能力を育成します。
担当部署	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課 教育委員会事務局総合教育センター

4 (2)	刑を終えて出所した人の人権の確保
取組内容	川崎市人権パンフレット等を活用し、刑を終えて出所した人の人権に関する普及啓発を行います。
担当部署	市民文化局人権・男女共同参画室

4 (2)	防犯対策の推進 （多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進）（再掲）
取組内容	3 (1) 参照

4 (2)	再犯防止対策に関する調査の実施（新規）
取組内容	川崎市地域福祉実態調査において、再犯防止に関する項目を新たに設け、地域住民の認知度等を把握し、普及啓発の取組に繋がります。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

③ 国・県・民間等の主な取組

4 (2)	社会復帰支援に関する広報
取組内容	横浜地方検察庁においては、検察庁・検察官の役割と業務、刑事司法制度について、一般の方を対象とした説明会や、法教育活動の一環で学生の方を対象とした出前教室・移動教室等を実施しています。 また、横浜地方検察庁のホームページには「検察庁が取り組む入口支援」の紹介ページを掲載し、入口支援業務の理解を呼びかけています。
取組主体	横浜地方検察庁

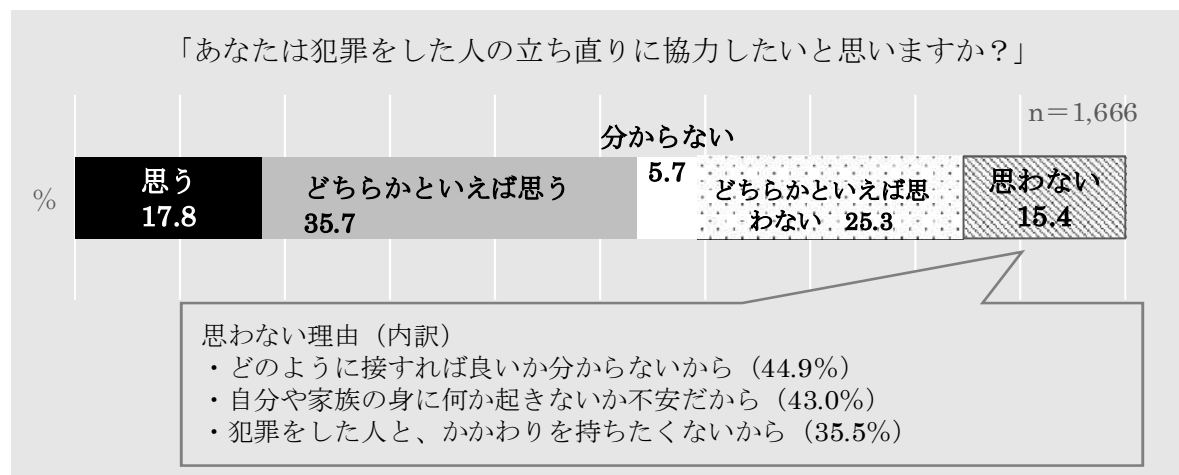
4 (2)	市内における“社会を明るくする運動”
取組内容	各区役所及び支所の管轄区域ごとに地区推進委員会を設け、各推進委員会が7月の「社会を明るくする運動」強調月間を中心に、家庭・学校・町内会・自治会・社会福祉協議会・保護司会等と連携して、市内各地での講演会や街頭パレード、映画会、各種スポーツ大会などを実施しています。
取組主体	民間の取組（地区推進委員会）

（３）関係機関等との支援ネットワークづくり

① 現状と取組の方向性

- 高齢者や障害のある人など福祉的な支援が必要な人が増加する中、支援体制の整備や刑事司法関係機関等と地域の連携ネットワークの構築が求められています。
- しかしながら、連携ネットワークの構築に当たっては、地域の関係機関・団体の理解や協力が不可欠であり、犯罪をした人等に関する理解促進や刑事司法機関との定期的な情報共有の在り方などが課題となっています。
- また、地域住民にとって馴染みの薄い再犯防止や、犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性について理解促進を図るためには、刑事司法関係機関等に加えて、地方公共団体と地域の関係団体が主体となり、地域住民を巻き込んでいくことが効果的と言われています。
- こうしたことから、関係機関等との支援ネットワークづくりを積極的に進めて、地域におけるソーシャル・インクルージョンにつなげていきます。

【図表（犯罪をした人の立ち直りへの協力意向）】資料：内閣府「再犯防止対策に関する世論調査」H30



② 本市の関連する主な施策

4（３）	介護等事業者及び職員向けの更生保護に関する研修会の開催（新規）
取組内容	川崎市社会福祉協議会等と連携して、市内の介護等事業者向けの更生保護に関する研修会を開催します。 また、市職員向けに、eラーニングなどを活用して更生保護に関する理解促進を図っています。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

4（3）	矯正施設との関係づくり（新規）
取組内容	市内の福祉施設従事者や市職員等を対象とした矯正施設見学会や、刑事司法機関との懇談会等を実施しています。
担当部署	健康福祉局地域包括ケア推進室

③ 国・県・民間等の主な取組

4（3）	矯正施設見学会等の開催（新規）
取組内容	社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的な支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図っています。
取組主体	神奈川県

5 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等のための取組

① 現状と取組の方向性

- 再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その人にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要となることから、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要があります。
- しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関、民間団体、本市等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していく必要があります。
- 特に、犯罪をした人等のうち、少年や若年者などについては、可塑性に富むことや、必ずしも就労自立が目標とならないことを踏まえ、地域の関係機関やボランティア団体などが連携した様々な教育的な働き掛けを行うこと、またそもそも犯罪を起こさせないための非行の防止対策等が重要であることから、関係機関との連携を図りながら、健全育成や非行防止等の取組を進めていきます。
- また、令和4（2022）年に「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となります。
- こうしたことから、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていきます。

【図表（刑法改正について）】資料：法務省東京矯正管区更生支援企画課からの提供資料を一部改変

「刑法等の一部を改正する法律」成立、公布

懲役及び禁固の廃止、拘禁刑の創設

刑法第十二条（拘禁刑）

2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

3 拘禁刑に処せられたものは、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができる。

→令和7年6月1日施行

- ・ 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の導入（矯正施設）
- ・ 刑事施設における受刑者に対する社会復帰支援の法定化
- ・ 少年鑑別所における鑑別対象者の拡大等が規定

→令和5年12月1日施行

② 本市の関連する主な施策

5	児童虐待、子どものＳＯＳの早期発見及び関係機関との連携強化
取組内容	・ 児童虐待の早期発見・未然防止の推進 児童虐待防止センターや児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等により、虐待の通報や子育ての不安等に迅速かつ適時に対応することで、児童虐待の早期発見・未然防止を推進します。 ・ 子どものＳＯＳの早期発見と機関連携の充実 子どものＳＯＳの早期発見につき児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関との連携強化を図ります。
担当部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

5	児童虐待等の予防・重度化予防の推進（再掲）
取組内容	3（1）参照

5	いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決（再掲）
取組内容	3（2）参照

5	市立学校における課題を抱えた児童・生徒に対する支援の実施（再掲）
取組内容	3（2）参照

5	一人ひとりに応じた教育の機会の確保（再掲）
取組内容	3（2）参照

■参考（犯罪被害者等を支援する取組の推進）

- 再犯防止等に関する施策は、犯罪によって生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うことが必要です（県第2期推進計画から抜粋）。
- 本市では、令和3（2021）年12月に川崎市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）を制定し、令和4（2022）年度から条例に基づく支援を行っています。
- 支援対象者は、原則として犯罪被害に遭われた方とその家族、遺族等（以下「犯罪被害者等」という。）で本市にお住まいの方となりますが、支援の内容ごとに対象者は異なります（支援の内容ごとに一定の要件あり）。

【図表（本市条例に基づく支援）】資料：市HP（市民文化局）

該当条文	内容
相談及び情報の提供等 （条例第7条）	【ワンストップ支援窓口の設置】 専門の相談員が、電話等で相談に応じます。また、必要な情報提供・関係機関との連絡調整を行います。 【法律相談の実施】○ 犯罪被害者支援に精通した弁護士による無料の法律相談を実施します。
経済的負担の軽減 （条例第8条1号）	【見舞金の支給】○ 犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するため、見舞金の支給を行います。 ・遺族見舞金 30 万円、重症病見舞金 10 万円、性犯罪見舞金 10 万円 【教育支援】○ 教育関係費を助成します。
心理的ケアに係る必要な支援 （条例第8条2号）	【カウンセリングの実施】○ 犯罪被害者支援に精通したカウンセラーによる無料のカウンセリングを実施します。
日常生活支援 （条例第8条3号）	【家事・介護ヘルパー費用の助成】○ 家事・介護に係るホームヘルプサービスの利用にかかった費用を助成します。 【配食サービス費用の助成】○ 配食サービスの利用にかかった費用を助成します。 【一時保育サービス費用の助成】○ 一時保育サービスの利用にかかった費用を助成します。 【一時預かりサービス費用等の助成】○ 一時預かりサービスの利用にかかった費用を助成します。
住居支援 （条例第8条4号）	【転居費用の助成】○ 新たな住居に転居するためにかかった費用を助成します。 【緊急避難場所の提供】 神奈川県の実施する緊急避難場所の利用者に対し、延泊を実施します。
雇用の安定 （条例第8条5号）	【事業者との連絡調整・情報提供】 啓発活動、個々の事情に応じた事業者との連絡調整を行います。

「○」の支援は、条例が制定された日（令和3年12月15日）以降に発生した犯罪被害を対象。

③ 国・県・民間等の主な取組

5	刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等（新規）
取組内容	・ 個々の受刑者の特性に応じた刑務作業の実施 ・ コミュニケーション能力等を養成する刑務作業等の実施 ・ 高齢、障害を有する受刑者への機能向上作業等の実施
取組主体	法務省

5	発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等（新規）
取組内容	知的障害等のある受刑者等について、関係機関との連携を強化しつつ、民間の知見も活用するなどし、その特性に応じた指導・支援の充実を図ります。
取組主体	法務省

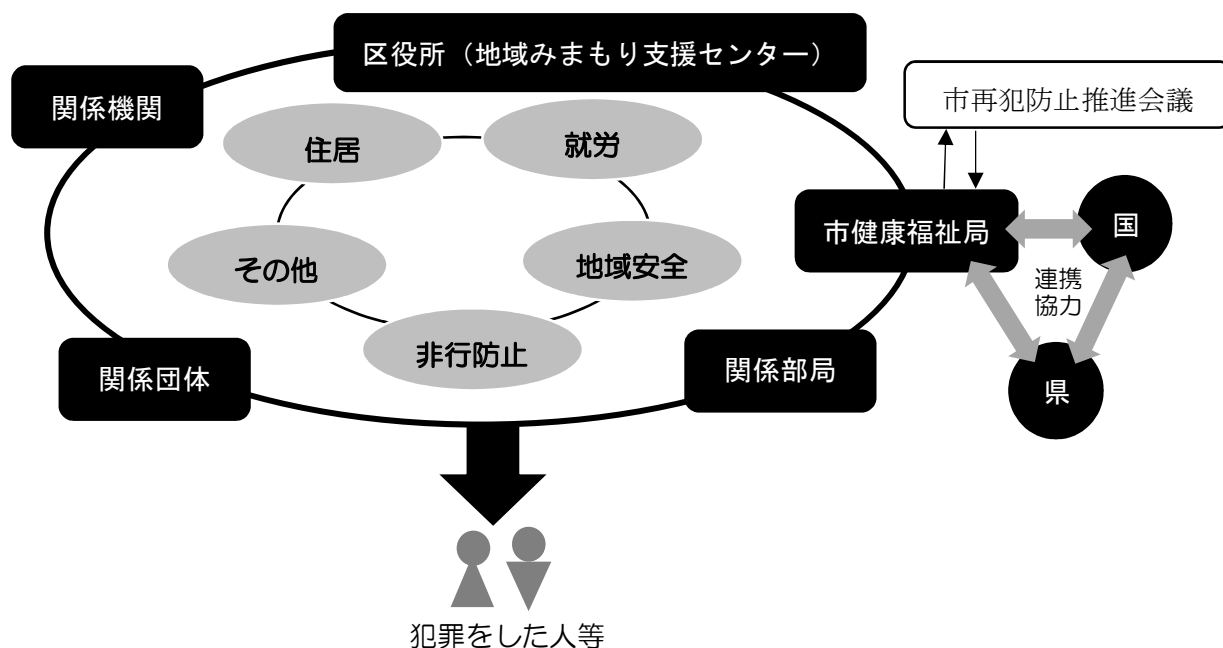
第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

（１）推進体制及び連携強化等

- 本市では、就労、住居、地域安全、非行防止等に携わる関係部局、区役所、民間の関係機関、関係団体と庁内会議等を活用して十分な連携を図るとともに、国・県及び川崎市再犯防止推進会議との連携協力のもと、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- 再犯防止推進法第5条において、「国及び地方公共団体の相互の連携」、「国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保」、「国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供」、「民間の団体その他の関係者の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務」について定められています。
- また、同法第24条において、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯の防止等に関する施策を講ずる努力義務」が課せられています。
- こうしたことから、国や神奈川県と本市における相互の連携は再犯の防止を推進するにあたり必要不可欠なものであり、法務省・横浜保護観察所・神奈川県等との情報共有、市町村再犯防止等推進会議や関係機関・団体が開催する再犯防止及び更生保護に関する会議へ参加し、積極的な情報共有や連携を図ります。
- また、川崎市再犯防止推進会議を活用して、委員相互の情報共有や意見交換を行い、更生保護関係機関・団体のネットワークの構築を推進します。

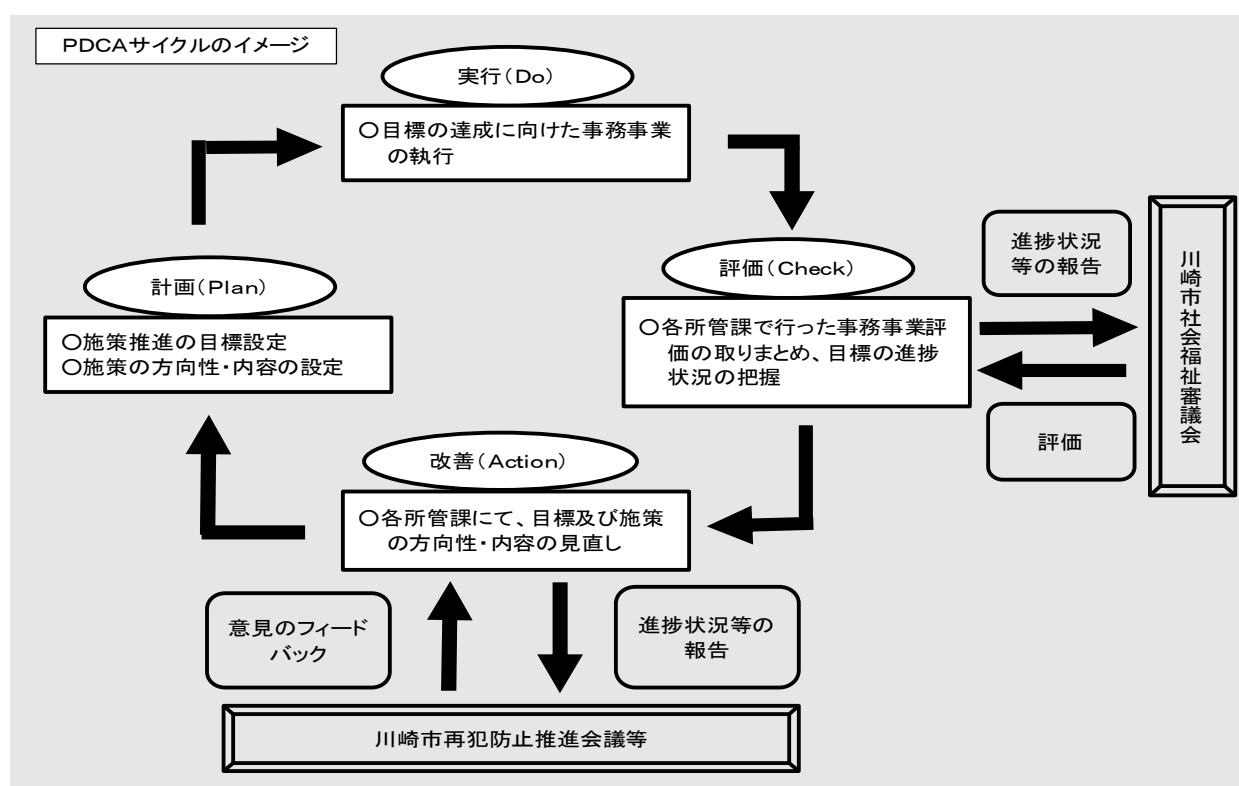
【図表（本市の推進体制のイメージ）】



(2) 進行管理

- PDCAサイクルに基づき、事業内容の設定（PLAN：計画）、計画に基づく事業の実施（DO：実施）、事業実施状況の点検・評価（CHECK：評価）、点検・評価結果に基づく事業内容の見直し（ACTION：改善）を行います。
- 本計画については、各事業所管課から事務事業報告を受けて川崎市再犯防止推進会議や川崎市社会福祉審議会等において、報告を行うとともに、意見を聴取することにより、再犯防止に係る取組を計画的に推進していきます。

【図表（PDCAサイクルのイメージ）】



(3) 目標と参考指標

- 国第二次推進計画において国と地方公共団体が担うべき役割を明確化する方針を踏まえ、本計画における目標及び参考指標を設定します。
- 目標については、犯罪をした人等が地域で安定して生活できるサービス提供のほか、地域住民の理解と協力が欠かせないことから、再犯防止に関する理解促進や普及啓発等に関する取組の実施を目標とするものとします。
- 参考指標については、目標に加え、再犯防止施策の動向を多方面から把握するため、関連する重点項目の実施状況等について分析する参考値とします。

【目標 1】地域で安定して生活できるサービス等の提供

犯罪をした人等が地域で安定した生活ができるよう着実にサービス提供する。＜重点項目 1、2、3、5＞

就労・住居の確保	本市の事務事業及び各分野別計画における目標で実施状況を評価
保健医療・福祉サービスの提供	
地域の犯罪や非行の防止と学校と連携した修学支援の実施	

【目標 2】立ち直りを決意した人を受け入れる地域社会づくり

地域住民や介護従事者等への理解促進を図る。＜重点項目 3、4、5＞

社会を明るくする運動への参加人数	参加人数の増加 (R5：32,402 人)
介護等事業者向けの更生保護に関する研修会の開催	新規実施

【目標 3】民間協力者の活動環境の整備

更生保護サポートセンターを各区保護司会の要請等に応じて開設する。＜重点項目 4＞

更生保護サポートセンターの要請に応じた開設	要請に応じた開設 3 / 3 (開設数 / 要請数)
-----------------------	-------------------------------

【本市第 2 期計画の参考指標】

再犯防止施策の動向を多方面から把握するための参考値とする。

項目※1	現状 (令和 5 年度)	関連のある 主な重点項目
再犯者率	54.1% ※2	重点項目 1～5
協力雇用主数	117 社	重点項目 1
刑法犯認知件数	7,645 件	重点項目 3
保護司数	301 人	重点項目 4
更生保護女性会員数	389 人	重点項目 4

※1 いずれ項目も市内の数値

※2 令和 4 年のデータ

第5章 資料編

資料1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
 - 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
 - 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
 - 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びそ

の効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

資料2 用語

【か行】

●仮釈放

再犯を防止し、改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

●起訴猶予処分

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分のこと。

●矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所。

●協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

●ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れのあると認められた少年。

●刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。

●刑の一部の執行猶予

懲役刑や禁錮刑を一定期間受刑させた後、残りの刑期の執行を猶予する制度。受刑者の社会復帰促進や保護観察による再犯防止などを目的とする。猶予期間中は、保護観察も適用できる。

●刑法犯認知件数

警察において発生を認知した事件の数。

●検挙人員

警察において検挙した被疑者の数。

●更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることを防ぎ、改善更生することを助けることによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする活動。

●更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。

●更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

●更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。

【さ行】

●再入者

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の人。

●再犯者率

検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標。このため、犯罪により検挙等された者がその後の一定期間内に再び犯罪を行う「再犯率」とは異なる。

●社会福祉施設

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設や事業所。

●社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

●“社会を明るくする運動”（社明運動）

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

●少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。

●少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。

●処遇

警察等によって検挙された人が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱。

●初入者

受刑のため刑事施設に入所するのが初めての人。

●自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業者に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

●心神喪失者等医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。

●全部執行猶予

刑法第 25 条に規定する刑の全部の執行猶予。

●ソーシャル・インクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

【た行】

●地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関。

【な行】

●入所受刑者（新受刑者）

裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者。

【は行】

●非行少年

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に 14 歳以上であった少年）をいう）、触法少年（14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう）、ぐ犯少年の総称。

●BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

●保護観察

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

●保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

資料3 川崎市再犯防止推進会議

「第2期川崎市再犯防止推進計画」を令和6年度に策定するにあたり、関係機関・団体等から選出された委員から意見を聴取しました。

	氏名（敬称略）	所属 職名等
1	安藤 久美子	東京医科歯科大学准教授
2	野口 沙里	神奈川県弁護士会会員
3	大園 雄介	法務省東京矯正管区更生支援企画課長
4	中原 康子	横浜保護観察所次長
5	大津留 寿弥	横浜刑務所分類審議室首席矯正処遇官
6	鍛冶 龍男	横浜少年鑑別所地域非行防止調整官
7	嶋村 勲 熊澤 貴士	横浜地方検察庁川崎支部長
8	土野 有子	川崎公共職業安定所管理部長
9	菱沼 正文	川崎市保護司会協議会会長
10	松世 三重子	川崎市更生保護女性連絡協議会会長
11	邊見 洋之	川崎市社会福祉協議会常務理事
12	斎藤 文夫 山口 信郎	NPO法人神奈川県就労支援事業者機構会長
13	田村 智	神奈川県地域生活定着支援センター相談支援員
14	野口 泰正	更生保護法人川崎自立会施設長
15	岡崎 重人	NPO法人川崎ダルク支援会理事長
16	山口 耕樹	中高年事業団やまて企業組合川崎支店長
17	長谷川 洋昭	田園調布学園大学子ども未来学部教授 （田園調布学園大学BBS会顧問）
18	皆川 智之	公募委員

川崎市再犯防止推進会議開催運営等要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市再犯防止推進会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

（目的）

第2条 市長は、再犯防止事業の推進に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- （1）本市における再犯防止の取組に関すること
- （2）本市における再犯防止に係るネットワークづくりに関すること
- （3）川崎市再犯防止推進計画に関すること
- （4）前3号に定めるもののほか、会議で必要と認める事項

（委員）

第3条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから就任を依頼する。

- （1）学識経験者
- （2）関係機関職員
- （3）関係団体代表者
- （4）その他、市長が特に認めた者

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名するものを代理で会議に出席させることができる。

（開催期間）

第4条 会議の開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、必要に応じて開催することとする。

（関係者の出席）

第5条 市長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

資料 4 川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議

川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議設置要綱

（目的及び設置）

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、川崎市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）の策定に向けて、協議・検討を行うことを目的として、川崎市再犯防止推進計画検討に係る関係課長会議（以下「関係課長会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 関係課長会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）再犯防止推進計画の策定に向けた協議・検討に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 関係課長会議は、座長、副座長及び関係課長をもって構成する。

- 2 座長は、健康福祉局地域包括ケア推進室長をもって充てる。
- 3 副座長は、健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔地域福祉〕をもって充てる。
- 4 関係課長は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第 4 条 関係課長会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 関係課長は、会議に出席できないときは、その指名するものを代理で会議に出席させることができる。
- 4 座長は、第 1 条の目的を達成するため、必要と認めるときは、前条に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報告）

第 5 条 関係課長会議において、協議・検討した内容は、適宜、川崎市再犯防止推進会議に報告するものとする。

（事務局）

第 6 条 関係課長会議の事務局は、健康福祉局地域包括ケア推進室とする。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、関係課長会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	総務企画局都市政策部企画調整課長
2	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長〔組織・定数〕
3	財政局財政部財政課長
4	総務企画局人事部人事課長
5	財政局資産管理部契約課長
6	市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長〔地域安全〕
7	市民文化局人権・男女共同参画室担当課長〔人権・同和・平和〕
8	経済労働局労働雇用部担当課長〔雇用〕
9	健康福祉局総務部企画課長
10	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔保護指導〕
11	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕
12	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔ケアシステム〕
13	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔地域保健〕
14	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長〔専門支援〕
15	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
16	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
17	健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長
18	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長
19	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課長
20	こども未来局総務部企画課長
21	こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年育成・子どもの権利〕
22	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔事業調整〕
23	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課担当課長〔居住・空家対策〕
24	まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課長
25	教育委員会事務局学校教育部指導課担当課長〔指導調整・高校改革〕

 KAWASAKI CITY

